

1. 議事日程（第2日目）

（平成23年安芸高田市予算常任委員会）

平成23年 3月 8日
午前10時00分 開議
於 第1委員会室

1、開 会

2、議 題

- (1) 議案第37号 平成23年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第38号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第39号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- (4) 議案第40号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- (5) 議案第41号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（19名）

委員長	赤 川 三 郎	副委員長	水 戸 眞 悟
委員	前 重 昌 敬	委員	石 飛 慶 久
委員	児 玉 史 則	委員	大 下 正 幸
委員	和 田 一 雄	委員	先 川 和 幸
委員	山 根 温 子	委員	宍 戸 邦 夫
委員	山 本 優	委員	前 川 正 昭
委員	秋 田 雅 朝	委員	青 原 敏 治
委員	金 行 哲 昭	委員	入 本 和 男
委員	今 村 義 照	委員	亀 岡 等
委員	塚 本 近		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員

議長 藤 井 昌 之

5. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（30名）

市 長 浜 田 一 義 副 市 長 藤 川 幸 典

総務企画部長	清水 盤	市民部長	廣政 克行
総合窓口課長	小田 忠	総合窓口課窓口係長	中田 義和
税務課長	中山 好夫	税務課主幹兼収納係長(経営管理担当)	山中 章
市民生活課長	久保 慶子	市民生活課市民生活係長	佐藤 一夫
人権多文化共生推進室長	神岡 眞信	人権多文化共生推進室人権多文化共生推進係長	柿田 治宣
福祉保健部長兼福祉事務所長	重本 邦明	社会福祉課長	西村 友枝
社会福祉課指導検査員	森 広 淳	社会福祉課社会福祉係長	俵 秀 樹
社会福祉課生活福祉係長	中谷 文彦	社会福祉課障害者福祉係長	毛利 幹夫
子育て支援課長	高橋 義照	子育て支援課児童福祉係長	升田 和彦
高齢者福祉課長	岩崎 猛	高齢者福祉課高齢者福祉係長	兼村 恵
高齢者福祉課介護保険係長	栗田 和則	高齢者支援室長	是常 知昭
高齢者支援室相談支援係長	永岡 京子	保健医療課長	久保 ヒトミ
保健医療課医療保険係長	秋重 正義	保健医療課健康推進係長	栗森 敏彦
行政経営課長	武岡 隆文	行政経営課財政係長	西岡 保典

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

議会事務局長	佐々木 清	事務局次長	外輪 勇三
主 任	藤 堂 洋介		



午前10時00分 開会

○赤川委員長

皆さん、おはようございます。

前回に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席委員は19名でございます。

定足数に達しておりますので、これより予算常任委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりです。

それでは、議案第37号、平成23年度安芸高田市一般会計予算のうち、市民部所管の部分を議題といたします。執行部から要点の説明を求めます。

廣政市民部長。

○廣政市民部長

おはようございます。

それでは、平成23年度安芸高田市一般会計予算の市民部に関係いたします概要を申し上げます。

市民部におきましては、御承知のように主に戸籍住民基本台帳事務を担当します総合窓口課、市税の賦課徴収事務を担当します税務課、環境衛生、火葬場の運営管理、塵芥処理などを担当します市民生活課、本市の人輝く安芸高田市将来像の実現を目指します人権の尊重まちづくりの規定におきまして、すべての人の人権が尊重される社会の構築に向けて人権施策を総合的に推進します人権多文化共生推進室と3課1室でございます。

予算につきましては、平成23年度安芸高田市当初予算資料の4ページで御説明を申し上げます。4ページの市民部の関係でございますが、ナンバー28、総合窓口課の新規事業といたしまして、市役所に来られた市民の方にわかりやすく使いやすく心地よく手続が早く窓口することを4項目セットにいたしましたワンストップ総合窓口事業を開始いたします。

ナンバー29から32、消費生活推進事業、結婚サポート事業、太陽光発電システム促進事業につきましては引き続き重点事業として推進してまいります。

ナンバー33、人権多文化共生推進事業でございますが、少子高齢化の進展の中、本市に多くの外国籍の方々が暮らしておられます。市民と同じように働られたり学校で勉強したりされておりますが、外国籍住民も生活者であり地域住民であることを認識し、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の構築人としてともに生きていく環境づくりとして、昨年度より人権多文化共生推進室が新設されました。多文化共生社会の操縦に向け推進してまいりたいと考えております。詳細につきましては、それぞれ担当課長のほうから御説明をいたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○赤川委員長

以上で説明を終わります。

次に、総合窓口課に係る予算の詳細説明を求めます。

小田総合窓口課長。

○小田総合窓口課長 総合窓口課に係ります予算について、予算書に基づき主な項目につきまして説明をいたします。

まず、歳入でございますが、予算書の17ページの下段をお開きいただきたいと思っております。保健衛生使用料の火葬場使用料として1,334万円を見込んでおります。これは市内4カ所の火葬場の使用に係るものでございます。

続いて、戸籍住民基本台帳手数料でございます。これは19ページをお開きいただきたいと思っております。19ページの中段でございます。戸籍住民基本台帳手数料として1,975万5,000円を見込んでおります。これは年間約4万4,000件余りの戸籍の謄抄本、住民票等の交付手数料でございます。

続きまして、歳出でございます。予算書の73ページ、75ページをお開きいただきたいと思っております。73ページの下段でございます。説明欄でございますが、戸籍住民基本台帳費3,810万9,000円を計上しております。主な事業といたしましては、75ページの説明欄の中の委託料でございますが、現在、安芸高田市内に居住しておられます外国人の方については外国人登録原票に記載をしておりますが、住民基本台帳法が改正をされます。その改正によって平成24年7月から外国人も日本人と同様に住民基本台帳に記載し、住民票を作成するということとなります。そのため、住基システムの改修が必要となります。このたびの予算につきましては、そのシステム改修の委託費として2,499万円を計上しております。なお財源につきましては、国のほうからは普通交付税で措置をするということをお聞かせいただいております。

それからわかりやすくきめ細かやかな窓口サービスの展開ということでフロアマネージャ等を新たに配置をしながら住民の方々が訪れやすい窓口環境を整えるということで窓口業務の一部を民間へ業務を委託するというのでその経費として850万円を計上しております。昨年に比べまして大きく増額をしておりますのは、以上述べました2点の新たな事業の計上が要因でございます。

もう1点、続きまして、89ページ中段をお開きいただきたいと思っております。89ページの中段、説明欄でございますけれども、国民年金事務に係る経費として国民年金事務84万4,000円を計上しております。主な経費につきましては、日本年金機構から要請がございました。年金記録等の年金情報を出力するための専用のプリンターの配置をということで、支所を含め6台の専用プリンターを購入すると。この経費が主なものになっております。総合窓口課の予算につきましては以上でございます。

○赤川委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

前重委員。

○前重委員 おはようございます。窓口支援業務委託料のところ、フロアマネージャ以前も本部のほうからその局の常任委員会のほうでも説明があったんですが、この中身のほう人数ですね。何人ぐらいでどういう内容かをち

よっと教えていただければと思います。

○赤川委員長 　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

小田総合窓口課長。

○小田総合窓口課長 　　今回、窓口業務の民間委託ということで委託料を組ませていただいておりますけれども、これも業務の人数体制等につきましては、おおむね3名余りを予定しておりますけれども、事務の繁忙期等につきましては、少し増員をしていただく体制も必要ではないかととらえております。これにつきましては、業務を委託するその委託先のほうと協議をしながら市民の方々の御迷惑にならないようなスムーズな窓口業務ができる体制を整えていくということで3名から4名程度の中で窓口業務の状況を見ながら、ある程度柔軟な対応で窓口のサービスを行っていくという考えを持っております。以上でございます。

○赤川委員長 　　ほかに質疑は。

和田委員。

○和田委員 　　いまの関連ですが、この窓口業務の委託ということで3名から5名、このことは委託先はどこか。それに対する、これ4月1日から開始だろうと思うんですが、その内容によって委託先によって研修とかそういったものは必要ではないかと思うんですが、その点をお聞きいたします。

○赤川委員長 　　答弁を求めます。

小田総合窓口課長。

○小田総合窓口課長 　　業務の委託先につきましては、現在予定をしておりますのは、安芸高田市地域振興事業団を委託先として予定してさせていただいております。この選定の理由等につきましては、事業団とさまざまな事業を安芸高田市内でも事業展開をされております。その点では、市民の信頼度が高いということが1点ございますし、市との円滑な連携が図られることがございます。窓口に来られる方々への信頼ということも業務を遂行する上では必要ではないかととらえておりますので、予定先として事業団のほうを予定させていただいております。また、議員御指摘のように研修等でございますけれども、現在、臨時職員を雇用しその対応をしておりますけれども、予定としてその臨時職員が事業団の委託社員として窓口業務にあたっていくということで、現在そのための研修も含めた形で4月以降スムーズな業務の体制がとれるようにということで準備のほうを進めておるところでございます。以上でございます。

○赤川委員長 　　ほかに質疑はありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 　　ちょっと教えていただきたいんですが、75ページの負担金及び交付金の電算の関係で、在住外国人の方々の住基登録というふうに聞かせていただいたんですがけれどもこれらの意味といいますか、何か法的には外国での登録法とかあります。そういうふうな関係でどういう意味でこういうふうになったのか、教えていただけませんか。

○赤川委員長 　　答弁を求めます。

小田総合窓口課長。

○小田総合窓口課長 この住民基本台帳法の改正の主な改正点であるとか、その要点、またはメリット等でございますけれども、今までは日本国籍を有しない者については住民基本台帳法等については適用除外されておりました。こうした外国人の適用除外をしておいた現行の住民基本台帳法を改正して外国人住民をこの法律の適用対象に加えるということが主な改正点ということをお伺いしております。

この効果等でございますけれども、今までは外国人の方は外国人登録原票という形で記載をしておりました。日本人の方については住基台帳等で管理をしておりましたけれども、外国籍の方と日本人の方が世帯を持たれた場合はそれぞれ世帯の中で住民票もしくは外国人登録原票ということでそれぞれにとっていただくような形がありました。さらには世帯を編制することということの中で、今の世帯を前提とするような行政サービス、例えば国民健康保険とか年金であるとか、または生活保護であるとかそういった形の業務行政サービスを行う上でも一元的に住民票でその世帯がわかりやすく管理されるということであれば、行政的なメリットというか管理しやすくなるということも含めて、いまの住民の方々にとっても証明書等についても住民票が1通で済むという形のこともあるということによって利便性が向上するということで、今回の法改正がされるということになるかと思っております。準備期間が約1年余りという形の中で、これは日本全体でこれに取り組んでいくことの大規模な、今回法改正またはシステムの改修になります。全国一律にということで平成24年7月から開始をされていきますのでそのためのきちっとした準備についてはしっかりと行っていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 このたびワンストップ総合窓口事業で多文化共生の中でやっぱり外国語のできる方がどのような配置になっているのか、その点についてはどのようにお考えか、また新入社員の中にそういう方がおられるのか、そのあたりをお伺いします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

廣政市民部長。

○廣政市民部長 多文化共生につきましては、後ほど多文化推進室のほうから予算計上等でまた御説明すると思っておりますが、ある程度そういった相談業務等も考慮した予算をこのたびお願いしておるように思います。

また後ほど多文化推進室のほうで御説明できると思います。よろしくお願ひいたします。

○赤川委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~○~~~~~

- 赤川委員長 再開いたします。答弁を求めます。
小田総合窓口課長。
- 小田総合窓口課長 現在、外国人の方々が登録事務等に窓口においでになります。その場合、現在は窓口にはそうした通訳等、外国語等に堪能な職員はおりませんけれども、この点につきましては、ほとんどの方は企業の方が連れておいでになる、一緒においでになります。その場合に、企業の通訳の方がそこに同行されて、さまざまな事務手続のサポートをされるという形を現在そういった形で行っております。4月以降の窓口の証明コーナー等での業務におけます、現在委託社員等が対応するというものにしておりますけれども、その段階では外国語等に堪能な職員はいないという状況があります。この点につきましては、多文化共生推進室と連携をしながら、またさらには企業等の通訳の方を含めたサポート体制も考慮しながら窓口の対応を行っていきたいと考えております。以上でございます。
- 赤川委員長 入本委員。
- 入本委員 市長さんに何うわけでございますが、非常にいい試みをやられて、住民にわかりやすいきめ細かい窓口サービスということになりますと、当然多文化をうたっておられるので、窓口にはそうした外国語に堪能な方が必要かと思いますが、今後の人事についてそういうお考えが必要かと思いますが、どのようにお考えでしょうか。
- 赤川委員長 浜田市長。
- 浜田市長 議員御指摘のとおりでございます。段階に応じてそういうことにも対応していきたいと思っております。現在、どの程度の方がおられるのかということも把握している最中でございますので、そういうサービスも必要だと思っておりますので臨機応変に対応していきたいと思っております。大事なことは承知してますので御理解を賜りたいと思っております。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんが。
- 亀岡委員 一般市民の立ち場から感じられることがあるんじゃないかという意味合いを持って申し上げてみたいんですが、質疑をしてみますが。本庁の窓口業務がこれによって非常に合理化されて、市民が市役所においでになっていいなという感じを持たれると思うんですね。そういうふうにならなきゃいけないわけですよ。そうしたときに支所へ訪れて来られて、やっぱり本庁のもんじゃのうということになって思いが皆さん周辺によってはどがあもならんのと、こういうふうな思いをしていただかんようになるにはやっぱり支所の職員の皆さんが本庁での窓口対応と変わらんような気持ちでやっていただける。そこらの場合によっては本庁と取り次ぎをうまくやっていただいたり、そこらの対応には非常に万能選手的な対応をしてもらわないけんのじゃないかと思うんですが、そこ

らのことは皆さんが周辺においてはだめじゃろうと思われんように対応の仕方を考えてやっていただきたいというふうに思います。こういったことをいかがお考えでしょうか。お願いします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 5町については先ほどもありましたように各支所で窓口業務全般について対応させていただいております。先ほどありましたように、人数が少ない状況での市民の皆さんへのサービスを行っておりますので、できるだけオールマイティーに近い職員の配置というようなことも当然出てまいります。来年度からの本庁でのワンストップサービスの取り組みを将来的には支所につきましても職員の適正化計画等をにらんだときに、当然そういった民間の力をお借りするというような対応も当然視野に入れた中での組織改革ということになってこようと思います。御指摘をいただいたことについては、現在正職員で9名か10名の中で各支所の市民サービスを担当しておりますので、そういった先ほどの御指摘については一人一人の職員もそういったことを肝に銘じて一日の業務をとり行っておりますのでそういった市民の皆様方にそういう思いを持っていただかないような対応をこれからも肝に銘じて日常の業務にかかっているというふうに考えております。

○赤川委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 現場のことも理解しながらいただいておりますことで、十分配慮をさせていただいておると思うんですね。本庁からしてそういうふうな窓口の業務改善がなされることはこれ必然性があるんですね。ですから何も周辺が捨て置かれるということがそういったことではなくて、当然この新しい市になり、また行政の基幹施設である本庁がそういうふうに機能を効率的にしていったりするのは当然のことなんですね。ただ心配なのは、先ほど申しあげましたことで市民の皆さんが、この支所では支所なりにやっぱりしっかりやってもらっていると常にそう思ってくれるように対応していただかないといけないので、当然本庁でなければ支所では整わないこともあるでしょうし、ですがそこらはもう十分わかった上でこのことでありまして、ひとついまおっしゃっていただいたような形でこれからも一緒に周辺住民の方の対応というのをしっかりやっていただきたいという思いで申しあげました。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって総合窓口課に係る質疑を終了いたします。

次に、税務課に係る予算の詳細説明を求めます。

中山税務課長。

○中山税務課長 それでは、税務課におけます平成23年度予算について説明をいたします。安芸高田市予算書並びに予算に関する説明書のほうで説明をさせて

いただきます。

まず、12、13ページをお開きください。市税の総収入は本年度32億9,547万9,000円です。平成22年度と比較して、約4,700万の減額となります。この大きな要因としては市民税、要するに個人、法人なんですけれどもこの長引く不況ということでその影響下でやはり若干個人所得等が少なくなっているという見込みにおきまして、約3,500万円の減額をいたしております。固定資産税、これにつきましては毎年行ってるんですけども近年土地の価格が下がっております。そうした関係で宅地におきまして時点修正という修正をかけております。その関係で土地、固定資産税及び償却資産のほうにつきましても新たな投資が多く見込まれないということで約2,400万円の減を行っております。続いて、軽自動車税と入湯税につきましては、ほぼ前年並みということで見込みをしております。たばこ税につきましては昨年10月たばこ税の改正がありまして約1.4倍、140%を増額となっております。税率がですね。そういった形で1,200万円の増を見込んでおります。

続いて、歳出のほうへ移らせていただきます。62、63ページをお開きください。諸費のですね、市税還付金というのがあるんですが、これは1,000万円。これは昨年と同額を計上しております。これにつきましては、法人税の確定申告等に基づく前年度分における還付金とか課税更正に基づく還付金ということでこのものを計上いたしております。

続きまして、70、71ページをお開きください。中段にあります税務管理費です。税務管理費につきましてはほぼ税務課の一般経費に係る事務がありますけれども、大きなものとしたしましては賃金があります。この456万3,000円のうち申告事務等に係る賃金と今年度固定資産税の家屋台帳がございます。その家屋台帳が老朽化というか、かなり古くなっておりましてこれは新たに電子帳票化をするということで165万7,000円を計上いたしております。これにつきましては、緊急雇用対策事業で行う予定にしております。

続きまして、72、73ページをお開きください。賦課徴収費になります。賦課徴収費で大きなものとしたら委託料となりますが、委託料につきましては申告におけますパンチの委託料とか固定資産の不動産の鑑定評価、それとことし1月から国税連携ということで国の税務署のほうを受けた申告を電子データでいただけるということ事務が発生しております。この事務に関して今年度新たに111万3,000円の予算を計上しております。電子申告に係るものとしては地方税電子申告審査サービス業務ということで同じく102万6,000円の計上ということで国の電子化にあわせた形で市のほうも電子化ということで進んでおります。その下、下段に固定資産税適正化事業費というのがあるんですけども、固定資産税適正化事業につきましては今年度吉田、美土里、甲田の土地の所有者の方に地目と現況が違うということで通知をさし上げて、ほぼ事業的には完了いたしておりますが、平成23年度におきましては最終事務の調整ということ

で事業を実施したいといく予定でございます。以上で税務課におけます説明を終わらせていただきます。

- 赤川委員長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
青原委員。
- 青原委員　　ちょっと聞いてみるんですが、12ページの固定資産のところの国有資産等所在市町村交付金というのがありますね。あれの性格はどういうような性格ですか。
- 赤川委員長　　ただいまの質問に対し答弁を求めます。
中山税務課長。
- 中山税務課長　　固定資産所在市町村交付金というのは、安芸高田市内に例えば国有地とか、県有地そういったもので非課税にならない物件があります。そういったものに対して国なり県なりからそのものが入ってくるということになります。これにつきましては、毎年、国県その対象団体から評価等の紹介がありそれに基づいて国県のほうからお金が入ってきているということです。
- 赤川委員長　　青原委員。
- 青原委員　　いわゆる国の土地とか県の土地に対しての交付金だろうと思うんですが、国の土地というのはどういう意味合いですか。国有林とか里道とかありますよね。そういうものを全部含めたものの交付金ですが。
- 赤川委員長　　答弁を求めます。
中山税務課長。
- 中山税務課長　　これは例えば、まず県であれば県官舎とかそういった形で本来物を要務に該当しないものがあります。そういったものがまず欠点と、大きいものとしたしまして土師ダムの関係ですね。そういったものが交付金の中に参入されております。
- 赤川委員長　　青原委員。
- 青原委員　　今の里道というのは入らないということですね。そういうふうに解釈してよろしいですか。
- 赤川委員長　　答弁を求めます。
中山税務課長。
- 中山税務課長　　議員さんのおっしゃる通り、里道とかそういったものは入っておりません。
- 赤川委員長　　ほかに質疑はありませんか。
山根委員。
- 山根委員　　同じく12ページの市たばこ税についてお尋ねいたします。前年度比で1,200万円を増とされておりますけれども、たばこの税は上がりました。だけれども上がったことによって購入する方も、また禁煙に走る方もいらっしゃると思いますけれどもそのこのところの算定はどのように見られて算定されたのでしょうか。
- 赤川委員長　　答弁を求めます。
中山税務課長。

○中山税務課長 議員さん御指摘のとおり、確かにたばこ税が上がったからたばこ離れになったということがあります。たばこ税の状況をあれから見ていきますと一時約6割ぐらいまでに減りました。消費量が。ところが現在はほぼ8割ぐらいまでに戻っております。それで当初の形で我々が思ったのは、今回1.4倍になりましたけれども消費量は一応80%で積算しております。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって税務課に係る質疑を終了いたします。

次に、市民生活課に係る予算の詳細説明と求めます。

久保市民生活課長。

○久保市民生活課長 それでは市民生活課の平成23年度予算につきまして、平成23年度安芸高田市予算書並びに予算に関する説明書で御説明いたします。

まず歳入でございます。18、19ページをお開きください。中段2目衛生手数料、1節保健衛生手数料の主なものは、狂犬病予防関係手数料155万円でございます。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。下段3目衛生費県補助金、1節環境衛生費のうち104万5,000円は、地域廃棄物対策支援事業費補助金で、350万円につきましては太陽光発電システム促進事業費補助金でございます。

次に歳出に移ります。62ページ、63ページをお願いいたします。10目諸費でございますが、このうち市民生活課関係のものを説明欄で説明いたします。説明欄、消費者行政推進事業費は187万4,000円で消費者の意識向上、助言や相談を行うことを目的としておりまして、毎週水曜日と金曜日に相談員を配置しております。

続きまして、次ページ上段、結婚相談事業費は391万2,000円で未婚者の結婚支援でございます。主なものといたしまして、結婚支援のための交流イベントを中心に実施するように予算計上をいたしております。

108ページ、109ページをお願いいたします。中段、4目環境衛生費でございますが、説明欄の環境衛生総務管理費として2,873万4,000円を計上いたしております。主なものといたしまして、河川水質検査委託料346万5,000円、安芸高田市公衆衛生推進協議会に委託しております不法投棄パトロール委託料74万円、工事請負費135万円は不法投棄監視カメラの設置に係る工事費でございます。補助金につきましては、環境保全のための太陽光発電に対して、引き続き県の補助金、市の補助金を計上いたしております。また資源ごみ回収団体に対するリサイクル推進補助金854万円、家庭用生ごみ処理機購入補助金100万円を計上いたしております。

112ページ、113ページをお願いいたします。火葬場管理運営費といたしまして3,287万6,000円計上いたしております。これは市内4カ所の火

葬場の管理運営費でございます。次に、塵芥処理に関する経費として2億4,180万円計上いたしております。芸北広域環境施設組合の負担金でございます。以上で説明を終わります。

○赤川委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
和田委員。

○和田委員 109ページの先ほど説明がありました不法投棄の関係です、これは委託料として70何万と言われましたけど、これは昨日の予算常任委員会で危機管理室のほうへ移行するというふうにちょっと私は理解しておりますが、その点の説明をお願いいたします。

○赤川委員長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。
久保市民生活課長。

○久保市民生活課長 ただいまの委員の御質問につきましてお答えしたいと思います。ここで計上いたしております不法投棄パトロールといいますのは、各町ございます公衆衛生推進協議会のほうに以前から委託をしているものでございまして、昨日説明をされたのは緊急雇用対策のほうでされる事業ということで別のものがございます。

○赤川委員長 和田委員いいですか。ほかに質疑は。
秋田委員。

○秋田委員 2点ほどお伺いするんですが、まず1点目として予算書の65ページの結婚相談事業費についてお伺いいたしますが、説明では交流イベント実施を中心に予算計上をされたということでございますし、先般の施政方針においても結婚サポート事業についてはかなり成果が上がったというような報告も受けております。引き続き、コーディネーターと連携して支援をしていくということの中で1点、負担金及び交付金ですか、結婚相談情報交換会あるいはイベント開催助成金について60万円の計上が、やっぱり昨年よりは減額、半分になっていると思うんですが、そこらあたりその減額理由についてちょっと御説明いただきたいと思います。

太陽光発電システムについて伺いたいんですが、111ページの補助費の中の太陽光発電機器設置補助金等ございますけれども、これは昨年からは促進事業として取り組まれておりますが、途中経過とはなろうかと思っておりますが昨年の状況を踏まえてその効果をもとに今年度も計上をされているわけですが、そこらあたりの昨年度の効果といいますか、実績といいますか、そこらあたりと今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。以上です、2点です。

○赤川委員長 ただいまの2点に対し答弁を求めます。
久保市民生活課長。

○久保市民生活課長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。イベントの支援ということで昨年よりは計上しております経費の額としては減っておりますが、中身としては外に出かけていくのもですけれども、中のいろんな安芸高田市内にあります施設を使いましたりとか工夫をしながら、また参加者の負担金もいただきますので工夫をしながらということで現在この60万円

という計上の仕方をしておりまして、中身的には濃くしていくという思いはございます。

それからもう1点の太陽光発電のほうでございますが、昨年当初350万円を計上し、9月の補正で350万円プラスをしていただきました。実績といたしましては、数の上では100件でございますが、満額いかないような設置の補助金もございますので、100を超える補助をいたしております。平成22年度100件を超える実績ということで、既にもう補助金のほうは来年度を待たれている状況がございます。

○赤川委員長 秋田委員。

○秋田委員 理解はいたしましたけども、特に結婚サポート事業等、定住対策に直接つながると思っておりますので、いまおっしゃったように中身の濃いほうでいくんだということで非当初予算ではないというふうにおっしゃったんで理解はするんですが、やはり補正を組んでもイベントが必要になればしっかりやっていただき、定住対策につなげていただきたいという思いで質問をさせていただきましたし、それから太陽光についても今答弁いただいたように補助金満額なくなっているような状況の中でやはり皆さんがそういう要望が強いとなるとしっかりまた補正でも対応してもらおうということと、私はこの当初予算には別にどうこう言うんではございません。そういう対応を望んで質問といたします。

○赤川委員長 前川委員。

○前川委員 109ページをお願いします。一番最後の15の工事請負費ですが、これが135万円ほど出てるんですが、これは不法投棄用のカメラ設置ということですが、何台どこへ設置されるのか。それと今までつけられたんですが、不法投棄を見つけて罰則をされたかどうか、一つよろしくをお願いします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

久保市民生活課長。

○久保市民生活課長 工事請負費はカメラの設置を予定いたしております、3台予定をしております。設置の場所につきましては、関係者と協議をして決定するところでございます。今まで安芸高田市内28カ所ぐらい必要というふうにみておりますが、平成21年度で2台、平成22年で3台、平成23年度で3台ということでまず数的にはなかなか追いついていないんですが、県も必要なところは協議をするようにというように言っていたいておりますし、関係機関と協議をしながら優先順位を決めながら決定をしてまいりたいというふうに考えております。

罰則につきましてはあげたケースはございませんが、実際にカメラを設置したところにつきましてはごみは不法投棄をされる量がへるっていうよりはもうむしろなくなっている状況がございます。罰則はございません。

○赤川委員長 ほかに質疑は。前重委員。

○前重委員 いまのに付随するんですが、そのデータですよね。監視カメラのデー

夕は保存されてるわけなんですか。それともそこで処分されてるような状況なんですか。その辺をちょっと教えていただければと思います。これはどこで集約されてるのか。この安芸高田市の形になってるのか、ちょっとその辺が、市民の方々がわかっと思ってないかなと思いますから。

○赤川委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。その他質疑は、
金行委員。

○金行委員 1点お聞きします。113ページの火葬場管理運営費のことですが、修繕費等が出ておりますが、これはどこの火葬場の修繕費か。ちょっと教えてください。

○赤川委員長 答弁を求めます。
久保市民生活課長。

○久保市民生活課長 いまの質問にお答えしたいと思いますが、どこのというのは決定しておりません。御存じいただきますように、4カ所の火葬場、いずれも古うございます。あちこちがいっぱい壊れておりますので、そのためのということでしておりますが、大きな修繕が出たときには、また補正なりの対応ということをお願いするようになるかと思っております。

○赤川委員長 金行委員。

○金行委員 どこというところがないなら安心しました。いま火葬場のことは市民あげての一つの課題でございます。特別委員会もやっていますので、これはすぐ修繕ということでお聞きしたんですけれども、それは早急に、もしそういうことがありましたら対応をお願いします。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
水戸委員。

○水戸委員 先ほどの質疑に関連するんですけれども、実は先般、蓬来苑のほうに行かせていただく機会がございました。我々は、その光台苑のほうも美土里、高宮のほうも時々行くんですけれども、物すごい煙というか、表現のしようがないくらいひどかったんですよ。これは早く新しいのをやらないけんという痛感はしたんですが、そのことについての地域住民からの苦情というか、そういったようなことと修繕費もあわせてちょっとお聞きするんですけれども、あの大変な状況の中で住民の皆さん方からの苦情といったものがあるのかなのか、少し教えていただければ。

○赤川委員長 答弁を求めます。
久保市民生活課長。

○久保市民生活課長 お答えしたいと思います。一番最悪の状況のときに恐らく行っていたんだらうと思っております。先般修理をいたしまして、あの大変な煙は

解消されております。この煙についての程度はたびたび訪れることがない施設でもありますので、そんなものかなという理解をしていただいたのか、言ってもしょうがないとと思っていただいたのかはわかりませんが、煙の苦情というのはいただいておりません。ですが、私もその時にまいりましたのでこれは早急に何とかしなきゃいけないということで既にいま修繕が済んでおりまして、もう1点修繕をしたいなということで今回予定をしておりますので、これが済めばおっしゃっていただいたような状況というのはなくなるのではないかとというふうに考えております。

○赤川委員長 水戸委員。

○水戸委員 修繕は済んだというふうなお答えなんですが、3日前の12時のことでございまして、大変な状況を見させていただきました。簡単に表現すると、いわゆる先般の尖閣諸島で船が煙幕を張る状況がありますけど、いわばそんなような状況でしたので、もう一度言わせていただきますが、3日前のことです。

○赤川委員長 答弁を求めます。

久保市民生活課長。

○久保市民生活課長 大変失礼をいたしました。私が行きましたのは3日より前でございまして、その時はもっと大変な状況を経験した中でじゃあそれでも軽くなったというふうに思ってたんですが、まだ重いということでございまして確認をいたしますし、先ほど申し上げましたようにもう1個修理が残っております。それでよくなるという望みを持っておりますが、十分に確認をして対応してまいりたいと思います。御理解いただきたいと思っております。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 ごみの減量の件でございまして、家庭ごみというのは処理コストが高くつくので安芸高田市の場合は処理機の購入の助成をしているのは北広島もまねたような状態があります。それで今回の50台ということだろうと思うんですが、大体例年からいって50台ぐらいは毎年はけてるのか、それとももう少しこれを普及することによって処理コストまたはごみの減量リサイクルというふうになるかと思うんですが、そのあたりについての御見解をお願いいたします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

久保市民生活課長。

○久保市民生活課長 生ごみ処理機の補助の台数でございまして、50台の計上をほぼクリアをしております。それで家庭ごみを生ごみで処理をいたしますと、大体に1袋に出る10分の1から、1割から2割ぐらいというのが生ごみだろうと思っておりますので、その分を家庭で処理していただくというのは非常に意義があると思います。いまのところは50台で間に合っておりますが、どうしてもたくさんに需要があるようですと、また対応をお願いしたいというふうに考えております。

- 赤川委員長 入本委員いいですか。ほかに質疑はありませんか。
山本委員。
- 山本委員 109ページの委託料でございますが、河川水質検査委託料で346万5,000円がありますけども、この結果とかは市の行政のほうへ反映されておるのでしょうか。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
久保市民生活課長。
- 久保市民生活課長 結果につきましては、公表をいたしております。おおむね基準はクリアをしているということで、汚濁防止水質保全を図るということを目的にしております、検査の箇所というのが生活環境の保全に関する基準で全体53カ所検査をしております。人の健康の保護に関する環境基準ということでもあわせて検査をしております、結果については公表をいたしております。
- 赤川委員長 山本委員。
- 山本委員 公表はしてるけども、河川をもっときれいにしようという啓発事業というのは何もされておりませんか。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
久保市民生活課長。
- 久保市民生活課長 結果については、先ほど申し上げました公表の方法というのは毎年4月の通知広報により各町別に公表いたしております。これよりうわの施策というのは町ごとにも違いますけれども、河川を含めた一斉清掃とかというようなことを独自に取り組んでいただいているところもございまして、担当課としてこの基準を踏まえて何かをしてくださいということはいたしておりません。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
秋田委員。
- 秋田委員 もう1点ほど教えていただきたいと思います。予算書の113ページの塵芥処理事業費、そのうちの芸北広域環境施設組合負担金についてでございますが、私も組合議員でございますが、ここの本年度の予算が2億4,180万円が昨年度は3億幾らだと思んですが、その負担金が減った理由を教えていただきたいと思います。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
久保市民生活課長。
- 久保市民生活課長 芸北広域の建物とかに関する起債の償還が終わったということで減額になっております。
- 赤川委員長 ほかに質疑は。
山根委員。
- 山根委員 111ページに戻っていただきましてリサイクル推進補助金のほうが854万円ということで、これ昨年場合は拡充で813万円でしたけれども、推進に向かって各団体等、地域等で協力いただいているので同額になってきてると思いますけれども、その推進状況についてお伺いしたいと思います。

います。

○赤川委員長 答弁を求めます。

久保市民生活課長。

○久保市民生活課長 813トンから854トンということで5%の増をしております、途中経過の中ではその全部はいつておりませんが、昨年より実績として伸びているということでございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって市民生活課に係る質疑を終了いたします。

次に、人権多文化共生推進室に係る予算の詳細説明を求めます。

神岡人権多文化共生推進室長。

○神岡人権多文化共生推進室長 人権多文化共生推進室の平成23年度一般会計予算歳入につきまして、平成23年度安芸高田市予算書並びに予算に関する説明書により主なものの御説明をいたします。

それでは22、23ページをお願いしたいと思います。2目民生費県補助金、1節の社会福祉費補助金で2段目の隣保館運営費等補助金2,873万5,000円でございますが、市内の4つの人権会館の運営等にかかります定額基準の単価でいただく補助金でございます。

それでは、30、31ページをお願いいたします。中段、1目住宅新築資金貸付元利収入でございます。1節住宅新築資金貸付金現年度分元利収入でございますが802万8,000円を計上しております。そしてその下、住宅新築資金貸付金の滞納繰り越し分といたしまして1,156万4,000円を計上しております。以上で主な歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきまして説明をいたします。90、91ページをお願いしたいと思います。6目人権推進費でございます。説明欄の人権推進に要する経費といたしまして2,318万9,000円を計上しております。主なものといたしまして、報酬のうち非常勤職員報酬240万円でございますが、多文化共生事業の推進アドバイザーを配置するよう計上しております。次に報償費の149万2,000円でございますが、主なものといたしまして多文化共生の情報発信や受信の目的で中国語、ポルトガル語の外国語の通訳、翻訳員2名を設置するよう計上しております。

続きまして、委託料でございますが318万3,000円を計上しております。主なものといたしまして、人権啓発、男女共同参画推進の講演会の講師派遣委託料、そして男女共同参画のアンケート調査のための委託料、人権リレー講座などの委託料が主なものでございます。負担金補助及び交付金は1,334万6,000円を計上しております、青少年育成安芸高田市民会議、人権運動団体、人権対策協議会、女性会等への助成金、多文化共生の交流活動の推進補助金が主なものでございます。

1枚めくっていただきまして92、93ページをお願いいたします。7目人権会館費でございますが、説明欄人権会館管理運営に要する経費といた

しまして6,532万6,000円を計上しております。市内4館の職員人件費、会館の管理運営費に要する経費でございます。主なものといたしまして、委託料でございますが、415万5,000円でございますが、講演会等講師派遣委託料人権会館の保守点検に係る委託料が主なものでございます。負担金補助及び交付金は178万1,000円で、1枚めくっていただきまして94、95ページのほうでございますが、補助費といたしまして162万円計上しております。以上で説明を終わります。

- 赤川委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
山根委員。
- 山根委員 91ページの補助費についてお伺いいたします。単独補助で多文化共生推進補助金というのが300万円あがっておりますが、これはどこに対して補助になるのでしょうか。対象をお願いいたします。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
神岡人権多文化共生推進室長。
- 神岡人権多文化共生推進室長 先ほどの多文化共生推進補助金でございますが、これは多文化共生を推進するために地域振興会等が行う交流イベント等に交付するよう、現在考えておるところでございます。交流のきっかけづくり、そして地域の活性化を目的としたものでございます。以上でございます。
- 赤川委員長 山根委員いいですか。
山根委員。
- 山根委員 先ほど地域振興会等が行うイベントへの補助ということで、まだそのイベントとか、地域振興会とのかかわりの中でこれから計画していくということと理解してよろしいですか。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
神岡人権多文化共生推進室長。
- 神岡人権多文化共生推進室長 実施団体につきましては、例えば任意団体で〇〇実行委員会というような形で多文化共生の推進をするという目的の中でいまから申請がありましたらそういう任意団体が開催するイベント等にも考えていくように協議をしたいと考えております。
- 赤川委員長 ほかに質疑は。
前重委員。
- 前重委員 この人権会館で相談業務をやられておると思います。この辺ですね、従来やられた中で、いま全体的にこれがふえてるのか減ってきているのか。それによって今回予算づけもある程度人員配置もされておると思うんですが、ちょっとその点を教えていただきまして、というのは相談に来られる方がですね、やはりちょっとその辺のところは人数的に、中には4、5人でおられて相談しにくいという形も出てまいっております。それでいろいろと行政相談とかありますよね。そういう中でやはり市民の方が相談しやすいシステムをつくっていただければということで、ちょっと若干市民のほうから相談を受けましたので、そういうことで今のそういう状況をちょっと教えていただきまして、どうなのかということで、

来年度いうことで。

○赤川委員長 答弁を求めます。

神岡人権多文化共生推進室長。

○神岡人権多文化共生推進室長 人権会館におきます相談でございますが、各人権会館には人権相談員を配置してありまして、その相談員のほうが市民の皆さんの相談を受けていくというような形をとっております。またそれとあわせて行政相談とか心配事相談とかいう各相談等もリンクさせまして、市民の皆さんの相談を受けているというのが現状でございます。

相談者の人数でございますが、私がいま把握しておりますのは、ほぼ一定の数値でふえていないというような形で聞いております。今年度の4月から2月までの件数では1,014件というように聞いております。その内容につきましては生活に関すること、健康に関すること、そして教育、育児等につきまして相談を受けておるところでございます。今後とも人権相談員を中心に相談を受けやすい体制をつくっていきたいというように考えております。以上です。

○赤川委員長 前重委員。

○前重委員 やはりそういうシステムでやっていっていただけるというのは結構だと思うんですね。やはり市民の方が個々を相談で心配事、行政等であるんな形でまとまってやっていただくところはいいんですが、ただそこの中の相談室の仕組みを分けていただければと、まとまって一箇所でそういう4、5人がおられるということがありましたので、できましたら部屋が多分人権会館にも何室かあると思うんですね。そうしたところを担当の方が分けておいでいただければ、そういう相談に来られた方もうまく相談して帰られるということを知りましたので、若干そういったところがマンネリ化してるのかなと。やはりせっかく来ていただいて思うことが言って帰れない。また来たことによってそれが情報公開、オープンになってしまうというのがありますので、そうしたところを一つ、再度、御承知おきいただいてそうした方々がしっかりと相談できる体制をして、来年度もこうした仕組みを継続していただければと思いますので、そういうことでよろしく願いいたします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

神岡人権多文化共生推進室長。

○神岡人権多文化共生推進室長 委員御指摘のとおり、そういう状況を解していく必要があろうと思います。今後工夫をしまして対応させていただいていくというように考えております。以上です。

○赤川委員長 他に質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 すいません、1点ほどお伺いいたします。

91ページの多文化共生推進に係ると思うのですが、主要施策の中で今年度は推進室の中に新規事業として多文化共生推進プラン策定事業ということで予算計上されていますが、この推進プランの策定について今年

度の予定とか今後の予定等をちょっとお伺いしたいと思います。

○赤川委員長 答弁を求めます。

神岡人権多文化共生推進室長。

○神岡人権多文化共生推進室長 多文化共生推進プランの策定でございますが、これにつきましてはいまから多文化共生のコンセンサスを得る会議といたしまして、多文化共生推進会議をつくって、その中で多文化共生まちづくりプランを策定してまいりたいというように考えております。このプランにつきましては、やはり人づくり、まちづくりの視点から日本人、日本国籍の人そして外国国籍の人が共生できる地域とか交流のきっかけづくりとか、安心して暮らせる環境づくりをやっぱり目的にしてつくっていききたいというようには考えておるところでございます。

そのスケジュールでございますが、やはり多文化共生のプランということになりますと、すぐに来年度中につくるということになるかどうかはわかりませんが、まず、現在アンケート調査等をしておりますので、そこらあたりを委員の皆さんと分析したり、そして現状と課題の整理をしたり、そして基本施策等について検討を重ねて、来年度、そして再来年度ということになるかもわかりませんが、進めていきたいというように考えております。と言いますのも、昨年度長野県の上田市というところに視察にまいりました。その上田市におかれましては3年というスパンの中でこのプランをつくっていかれたという状況がございますので、そういう中で安芸高田市もできるだけ皆さんのコンセンサスを得ながらプランのほうをつくってまいりたいというように考えております。以上でございます。

○赤川委員長 秋田委員。

○秋田委員 大体わかったんですが、先ほど山根議員の質問の中でも交流活動推進事業という形で地域振興会等も係わっているというような答弁だったと思うのですが、そこらあたりも今後策定プランの中にはいろんな意味で取り入れられたり、取り組まれたりしていくのでしょうか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

神岡人権多文化共生推進室長。

○神岡人権多文化共生推進室長 先ほど多文化共生推進会議というものを設けまして、このプランを作ってまいりたいというように御説明をさせていただきました。そういう中にもやはりまちづくり委員会の代表者の方等も構成員として入っていただいて、検討をしていきたいというように思います。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

青原委員。

○青原委員 新規事業の事業推進アドバイザーの配置というのがあるんですが、これは6人雇われるといま言われたんですが、公募するんですかこれは。

○赤川委員長 答弁を求めます。

神岡人権多文化共生推進室長。

○神岡人権多文化共生推進室長 多文化共生のアドバイザー、いわゆる多文化共生の推進員の雇用についてでございますが、いま一般公募ということでございますが、やはり初めての事業でもございますので各所等に相談と県等にもいい人材を推薦していただくというような形で対応していきたいというように考えております。

○赤川委員長 青原委員。

○青原委員 やっぱり心安い人がいいというのが一番理想だろうというふうに思うのですが、当然市内の方の人選になるんだろうというふうに思うのですが、そこらあたりはどうですか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

廣政市民部長。

○廣政市民部長 この件につきましては、いろいろ考えがあると思いますけども、先ほど推進室とか申しましたように今年度からいよいよこうした行政として、多文化の推進をしていくということであります。ある程度そういった面では精通された方も何名かおられると思いますが、そこらのところは今後考えさせていただきたいと。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって人権多文化共生推進室に係る質疑を終了いたします。

最後に委員の皆さんから市民部全体を通しての質疑がございますか。

〔質疑なし〕

○赤川委員長 ないようですので、これをもって質疑を終了いたし、以上で市民部に係る審査を終わります。

暫時休憩いたします。

ここで11時35分まで休憩したいと思います。

御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前11時21分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより議案第37号、平成23年度安芸高田市一般会計予算のうち福祉保健部所管の部分を議題といたします。執行部から要点の説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長 それでは福祉保健部におきます予算の概要、新規の主要事業について申し上げます。

予算資料の4ページ、5ページをお願いいたします。4ページの下段のナンバー34、社会福祉課におきましては、重度の障がい者を対象にいたしましたタクシー利用助成について「お太助タクシーチケット交付事

業」を計上いたしております。

続きまして、ナンバー35、子育て支援課につきましては給食センター稼働に伴い、公立私立同じ完全給食にするために私立保育所の主食米飯配食補助事業。それからナンバー36、病後児の一時預かり事業の新設予算を計上いたしております。

次にナンバー38、高齢者福祉課におきましては、高齢者福祉・介護保険事業計画の策定事業第5次でございますが、それとナンバー39、小規模多機能居宅介護事業所の新規開設に伴います地域密着型サービス事業所の整備補助金、及びナンバー41が、市民総ヘルパー構想策定事業費を計上いたしております。

次に、ナンバー44、保健医療課におきましては、医師の確保や派遣を推進するために設立されました広島県地域医療推進機構への負担金を計上いたしております。それでは、それぞれの担当課長より要点の説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○赤川委員長 以上で要点の説明を終わります。

次に社会福祉課に係る予算の詳細説明を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 それでは社会福祉課に関するものにつきまして御説明申し上げます。まず歳入についてでございますが、14款の国庫支出金と15款県支出金について主なものを御説明申し上げます。

予算書18、19ページをお願いいたします。予算書下段になりますが、14款国庫支出金、1節の社会福祉費負担金の説明欄に自立支援訓等給付費負担金として3億2,408万円を計上いたしておりますが、これは障害者福祉サービスの実施に伴います関係扶助費、居宅生活支援費及び施設入所者支援費等に要する2分の1の国庫負担金でございます。次に、2節児童福祉費負担金の特別障害者手当等給付負担金1,449万1,000円は特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当にかかる4分の3の国庫負担金でございます。次の3節生活保護費負担金3億1,316万8,000円は、生活保護扶助費にかかる4分の3の国庫負担金でございます。

続きまして20、21ページをお願いいたします。下段の15款県支出金でございますが、1節の社会福祉費負担金、説明欄の自立支援訓練等給付費負担金1億6,204万円は、先ほどの国庫負担金2分の1の負担分を説明いたしましたが、これにかかる4分の1の県費の負担金でございます。

次に22、23ページをお願いいたします。3節の生活保護費負担金800万4,000円は生活保護費にかかります住所不定者に対する国庫補助残の4分の1を県負担金として受け入れるものでございます。

続きまして、歳出の概要について御説明申し上げます。予算書80、81ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の説明欄でございますが、社会福祉総務管理費8,739万6,000円のうち主なものは、1節の報酬1,138万6,000円でございます。これは民生委員、児童委員124名を市

の生活指導員として委嘱しており、その報酬を計上いたしております。次に、8節報償費747万3,000円の主なものでございますが、これは平成18年度広島県からの事務委譲に伴います民生委員、児童委員に対する実費弁償分の活動報償費でございます。これは広島県からの委譲事務交付金として歳入し全額を交付するものでございます。次に、19節負担金補助及び交付金でございますが、主なものは安芸高田市社会福祉協議会への補助金で法人本部の人件費相当額の補助金を計上いたしております。

次に、82、83ページをお願いいたします。2目の障害福祉費、説明欄障害者自立支援訓練等給付に要する経費6億5,478万1,000円でございますが、主なものは20節の扶助費でホームヘルプやショートステイなどの居宅生活支援サービスに7,186万7,000円を。また施設入所者に対します施設訓練等の支援費として5億7,517万9,000円を計上いたしております。

次に、障害者自立支援介護給付に要する経費でございますが、13節の委託料、そのうち主なものが障害者生活支援事業として2,265万6,000円を計上いたしております。これは市内2カ所の法人に障がい者の相談支援事業を委託しております。これに伴う委託料でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、次の84、85ページをお願いいたします。上から3段目の地域活動支援センターⅢ事業費に対する補助金として1,340万7,000円を計上いたしております。

次に、障害者福祉に要する経費3,508万2,000円でございますが、主なものは、13節の委託料で冒頭部長のほうからも説明をいたしましたが、平成23年度からの新規事業といたしまして重度障害者外出支援サービス事業の委託料として1,920万円を計上いたしております。

次にページが少し飛びますけれども、98、99ページをお願いいたします。3目の児童扶養手当費でございますが、児童扶養手当の支給に要する経費1億1,524万1,000円のうち社会福祉課に係るものが特別障害者の手当費でございます。主なものは20節の扶助費で特別障害者手当をはじめ、障害児福祉手当、経過的福祉手当をそれぞれ計上いたしております。

次に104、105ページをお願いいたします。2目の生活保護扶助費、生活保護扶助に要する経費4億1,755万9,000円でございますが、これは生活扶助、住宅扶助というに要する生活保護費を計上いたしております。なお、本年1月中の保護の状況は208世帯336人となっております。以上で社会福祉課関係の説明を終わります。

- 赤川委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
先川委員。
- 先川委員 新規企業でお太助タクシーチケット交付事業というのが入っておりますけれども、これ重度の定義と現在想定されてる対象者数。年どれぐらいのチケットを交付されるのか、教えていただきたいと思っております。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
西村社会福祉課長。
- 西村社会福祉課長 1月13日の全員協議会の際にも制度の概要について御説明申し上げ

ましたけれども、対象者は身体障害者手帳3級以上の所持者で、視覚障害、可視障害、体感機能障害、移動機能に障害をお持ちの方という定義をしております。知的障害者につきましては、療育手帳の、マルA及びA。精神障害者につきましては、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者を対象といたしております。重度障害者ということでこういう形で定義をさせていただきましたのは、昨年10月1日から市内全域でお太助ワゴン事業が展開をいたしております。しかし、このお太助ワゴンの利用の困難な重度の障害のある方がいらっしゃる。そのような方の交通手段を確保するためということで、お太助ワゴンの利用が困難と思われる方々ということで対象者をこのようにいたしました。この対象者の人数でございますが、3月1日現在で815名いらっしゃいます。新年度予算につきましては、約2分の1の400名を予算計上、当初予算でさせていただいております。以上でございます。

- 赤川委員長 先川委員いいですか。ほかに質疑は。
- 西村社会福祉課長 失礼いたしました。交付枚数等についてでございますが、一人最大で年間500円券を96枚発行する予定でございます。以上でございます。
- 赤川委員長 先川委員いいですか。ほかに質疑はありませんか。
- 前重委員。
- 前重委員 いまの質問に関連するんですが、この対象者が815名ですよ。これが多分申請主義ということで、申請されてこないに対応できないということになるかと思いますが、その辺の今後市としての広報ですよ。そうしたところやはり精神、知的、身体、どうしても来ようと思っても来られない、介護保険の申請とも同じように言えると思うんですが、そうしたところを市としての方向性をお聞きしたいと思います。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
- 西村社会福祉課長。
- 西村社会福祉課長 まず、現在のこの対象になられると思われる方々に対しましては、市として個別に制度の案内、申請勧奨を行う予定にいたしております。また、市の広報紙等でも今後掲載させていただく予定にはいたしております。以上でございます。
- 赤川委員長 前重委員いいですか。
- 前重委員。
- 前重委員 いまそういうことを言われても、どうしても手落ちがあろうかと思えます。これは100%できないと思えますので、この辺はいま市長さんも言われております、これが市民総ヘルパー構想とか至っての形で地域に帰って地域の方がそうしたところサポートしていける仕組みも活用していただければいいのかなと考えます。そうしたところも含めて、そういう生活介護サポーター等の方も地域におられると思えますので、そうしたところ利用する一つの方法、手段だと思えますのでよろしく願いいたします。以上です。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありません。

〔質疑なし〕

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって社会福祉課に係る質疑を終了いたします。

次に、子育て支援課に係る予算の詳細説明を求めます。

高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 それでは、まず子育て支援課に関する歳入予算につきまして御説明をさせていただきます。16ページ、17ページをお開きください。

まず、歳入でございます。17ページの12の分担金及び負担金のところで2節の児童福祉費負担金といたしまして、これにつきましては主に保育所15カ所、児童館、児童クラブ13カ所の保護者負担金を計上いたしております。金額にして2億1,779万4,000円を計上いたしております。それから新規に、一番下の支援センターの保護者負担金を120万円計上いたしております。

次に18ページ、19ページをお願いいたします。14款の国庫支出金のほうでございますが、下の段の2節の児童福祉費負担金5億6,931万3,000円を計上いたしております。主なものは、私立保育所4カ所の児童保護者措置費負担金、それから子ども手当の負担金を計上いたしております。

続いて、20、21ページをお開きください。国庫支出金、21ページの節のところでございますが、児童福祉費補助金といたしまして2,052万2,000円を計上いたしております。これはファミリーサポート、また僻地保育所等の次世代育成支援対策交付金を計上いたしております。下の段の県支出金のところでございますが、児童保護措置費負担金、ページを開いていただきまして22ページ、23ページをお願いいたします。続いて、母子生活支援措置負担金、子ども手当負担金の園の負担金を計上いたしております。

次に2目の民生費県補助金といたしまして、2節の児童福祉費補助金4,663万6,000円を計上いたしております。主には、一番下の地域子育て創生事業費補助金、これは県の補助金10分の10でございますが、安心子ども基金の中の特に保育所の外国の体験事業とか発達支援に関する講習会にかかる補助金を計上いたしております。主な歳入につきましては以上でございます。

次に歳出につきまして御説明をさせていただきます。94ページ、95ページをお開きください。民生費のところでございますが、1の児童福祉総務費の中で児童福祉総務管理費88万9,000円でございますが、これは児童遊園地4施設のプール施設等の管理運営費を計上いたしております。

96ページ、97ページをお開きください。2目の保育所費の中の右の説明欄でございますが、公立保育所管理運営費といたしまして7億799万1,000円を計上いたしております。これにつきましては主なものは、非常勤職員報酬といたしまして88人分2億513万5,000円を計上いたしております。その他10カ所の公立保育所の光熱水費、需用費、それから警備委託費等を計上いたしております。

98ページ、99ページをお開きください。99ページの指定管理保育所委託費といたしまして、これにつきましては、みつや保育所の指定管理料を計上いたしております。6,480万3,000円でございます。続きまして、私立保育所費でございますが、2億3,189万1,000円。この主なものは、私立保育所4カ所の運営費といたしまして措置委託料を計上いたしております。それから負担金のところでございますが、主要事業でも御説明を部長のほうからいたしましたとおりの米飯配食事業補助金を新規事業といたしまして223万2,000円ほど計上いたしております。4月から稼働いたします給食センターによる配食に伴いまして、施設のほう4園165食分の米飯の配食の補助を実施するものでございます。続いて、児童扶養手当につきましては、9,575万8,000円ほど計上いたしております。

100ページ、101ページをお開きください。児童館福祉施設費といたしまして、児童館及び児童クラブの運営につきましても経費でございます。児童館3館、児童クラブ10設の運営経費でございます。主なものは、13の委託料で児童クラブ指導委託料といたしまして6,151万円、NPO法人社会福祉法人等に委託をしているものでございます。

続きまして、子育て支援センター費でございます。102ページ、103ページをごらんください。主なものは、委託料といたしましてファミリーサポートセンターの運営委託費400万円。それから新規事業といたしまして支援センター一時預かり事業の委託金559万円を計上いたしております。これにつきましては、平成23年度から新たに社会福祉協議会内に施設に一時預かり並びに病後児預かりを実施するための経常経費と施設開設費並びにその人件費でございます。次に、子ども手当給付事業費といたしまして扶助費の子ども手当でございますが、5億7,222万4,000円を計上いたしております。これにつきましては、3歳未満児の子どもも一人につきまして2万円、3歳以上児から中学校まで1万3,000円を支給する、受給対象者は保護者が1,950人、子どもが3,361人の見込みで計上いたしております。以上で子育て支援課の所管の予算説明を終わります。

○赤川委員長 以上で詳細説明は終わりましたが、ここで13時まで休憩といたしたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩前に子育て支援課より説明をいただきました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

青原委員。

○青原委員 予算説明書の5ページ、あるいは予算書の103ページにのってるんですが、新規事業の支援センター一時預かり委託事業というものが、これは大変いいんじゃないかなろうかというふうな思いがするんですが、ただこれ

は吉田町に新設をされるというふうに聞いているんですが、残りの支所等についてはどういうふうな対応をされるのかということがあろうかと思うんですね。やはり子どもが病気する子は吉田だけでは限らんとお思いますので、そこらあたりの対応はどういうふうにされるのか、ちょっとお聞きをいたします。

○赤川委員長 　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 　支援センター一時預かり、病後児預かり、現在は吉田ということでまず吉田の実施をしてみてその状況によってから今後検討をしていくような形になろうかと思いますが、とりあえず吉田に他町村からもファミリーサポート事業との連携で送迎等もするような形もとっておるし、今後検討をする課題だというふうに考えております。以上です。

○赤川委員長 　青原委員。

○青原委員 　万全の体制を整えてもらえばいいと思うんですが、やはり子どもはいつ何時どういう状況になるかというのはわからんところがあるんですね。そういう子どもたちのためにもやはりそこらの支援体制をしっかりしていただきたい、公平にしていきたいというのが私のお願いでございます。それともう1点、子ども手当で給付事業のことなんですが、これはまだ国会が通ってないからどういうふうになるかというのはわからんですが、予測として通るものとしてこういうふうに予算計上をしてあるんだろうと思うんですが、国、県で全部みてくれてんなら一番いいと思うんですが、市の負担もかなりあるんですね。そこらあたりの考え方はどういうふうにされておるのか、ちょっとお聞きをしたいんですが。

○赤川委員長 　答弁を求めます。

高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 　当初予算で4億5,500万円、市の負担のほう約1割の5,841万3,000円ほど見込んでおるわけでございますが、これにつきましては児童手当分でございます、子ども手当につきましての上乗せ分を含めて全部国費と県費になっております。もし法案が通らないということがありまして金額が変わらなければ、そのまま市の負担であると考えております。以上です。

○赤川委員長 　ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 　先ほど青原委員のほうからもありました一時預かり、病後児保育の関係で、いまのファミリーサポートの中でそういう病後児保育のニーズがどれぐらいあった形でこういう方向に至ったか。大体どれぐらいのそういう人数がおられるか。そしてそういう預かりということになりますと、そういう提供会員さんというのも出てまいろうと思うんですね。そういうところを施設に何人か常駐しておられる状況になるのか。それともあったときに来られてそこで預かるとかという仕組みなのか、その点ともう1点、新規の事業で米飯の配食補助事業ということで公立の保

育所の完全給食に伴いまして、私立保育所分の米飯、これがいま何食ぐらい私立の分の形でやられるか、何食ですか。これをちょっとお聞きしてみたいと思います。以上です。

○赤川委員長 ただいまの2点に対して答弁を求めます。
高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 まず、子育て支援センター事業とファミリーサポート事業のニーズにつきましては、次世代育成行動計画のところで調査し把握しておるところでございます。病後児につきましては68%、一時預かりにつきましては48%のニーズがございます。そのニーズにこたえるために、今回の新規事業を立ち上げておるところでございます。概要につきましては、人件費といたしまして委託費に組んでおりますが、看護師1名、それから保育士1名を基本的に社会福祉協議会の中に常駐して、一時預かりがありますので緊急の対応ができるような体制をとることになっております。それから米飯の給食につきましては、165食ほど私立のほうへ配布する予定になっております。以上です。

○赤川委員長 前重委員。

○前重委員 内容的なことはいまの病後児預かり、看護師さん1名、保育士さん1名ということで、緊急的なところも含めて見ていただくということで確認をさせていただきました。

米飯のほうは先ほども御説明の中であったということで私が聞きそびれたことがあるんですが、この米飯165食ができるのであれば今の副食ですよ、そうしたところの要望というのは私立のほうからはあがってきてなかったわけでしょうか。そうしたところはどうなんでしょうか。

○赤川委員長 答弁を求めます。
高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 副食につきましては、私立のほうでは要望はございませんでした。基本的には、保育所は自園で自前で保育をするのが基本でございまして、私立は私立の独自のやり方ということで、その辺の要望はございませんでした。以上です。

○赤川委員長 その他質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって子育て支援課に係る質疑を終了いたします。

次に、高齢者福祉課に係る予算の詳細説明を求めます。
岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長 高齢者福祉課の予算について御説明をいたします。まず歳入の主なものについて説明をいたします。23ページをお願いいたします。15款の県支出金の1節社会福祉費補助金でございます。最下段の二つの項目、介護基盤緊急整備事業費補助金及び施設等開設準備支援事業補助金は、来年度甲田、向原地域に計画をしております小規模多機能居宅型介護施設の建設及び開設に対する補助金でございます。

次に、29ページをお願いいたします。18款の繰入金、1節地域福祉基金繰入金でございます。公設民営の老人福祉施設の施設整備改修等に関する基金の繰入でございます。

次に、歳出の主なものについて説明をいたします。85ページをお願いいたします。老人福祉に要する経費のうち在宅福祉事業の主なものは、87ページをお願いいたします。13節の委託料で高齢者福祉と第5期になります介護保険事業計画の策定業務の委託料及び地域で支援を要する高齢者や障がい者を定期的に循環して支援を行う生活サポート事業、それと市民総ヘルパー構想を具現化するための予算を計上いたしております。これは広島県立大学の地域支援受託事業として委託を予定しておりますのでございます。

次に、19節まず単独補助といたしまして、生きがい対策としての老人クラブ連合会に対する補助金、高齢者の就労支援対策としてのシルバー人材センターの補助金を、そして新規事業といたしまして、先ほど歳入で説明をいたしました百楽荘、かがやき、高美園等の公設民営の老人福祉施設の施設整備改修に係る経費助成金を計上いたしております。また、介護基盤の整備として、先ほど歳入で説明をいたしました国県補助金でございますが、甲田・向原地域等の地域密着型サービス事業所の整備補助金と開設準備支援金を計上しておりますのでございます。以上で高齢者福祉課の説明を終わります。

○赤川委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

今村委員。

○今村委員 87ページの高齢者福祉・介護保険事業計画の策定でございますが、今回第5期の策定業務でございますが、これまで幾つかの課題が出てきたというふうに思うわけですね。従いまして、それを受けて今期の事業計画の策定にはどういったことが重きにおかれるのか。その方向性についてお伺いしたいのと、合わせてその下の市民総ヘルパー構想の策定業務でございますが、いまの説明では県立大学のほうへ業務委託をするという説明の仕方をしておりますが、これまで市長がいろいろヘルパー構想に向けてお考えのところが、総合的な構想ではないかと理解をしておりますのでございますが、その構想に至る骨子をどういった形で相手先に示すのか、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長 高齢者福祉計画及び第5次の介護保険事業計画についての方向性といえますか、どういう問題点、どういうことになるだろうかという御質問だと思います。実は来週でございますが、県の担当課長会議が県のほうでございます。そこで詳しい話を聞くことになるかと思います。介護保険の上昇はどうしても避けられないということでそこを抑える方策であるとか、24時間の見守りをどうするかというようなことが含まれてくるのではないだろうかと予想をしておりますのでございます。大変簡

単で申しわけないですが、以上で終わります。

○赤川委員長　　いまのヘルパー構想について。
浜田市長。

○浜田市長　　市民総ヘルパー構想についてでございますが、まず昨今の人口状況で介護士・福祉について、こわい状況にあるということから入っていきたいと思います。これが大きな行政改革の一環になるんだということを言っていきたいと思っております。このもやいの精神こそが、これからの日本のとは言いませんけれど、安芸高田市の福祉を支えるものとして大事であると思っております。それから広義な意味で言えば、これプラスの自主防災とか、安芸高田市のように点在している広がっているまちにおいては、非常に市政が難しいと。だからこういうところには地域の協力がないと、合併したのかしてないのかわからんようになってしまうと。各町に支店とか施設をつくったんじゃ、何のために合併したかわからなくなるので、そのハンデをなくすためにどうすればいいかを徹底させていきたいと思っております。先般、これ実は厚生労働省と話をしたら、このことは非常にいいことだといわれたので、これと同じようなことを体系的にまとめてかもしれないと思うので、そういううちの中山間地域におかれた立場をちゃんと統計的に踏まえながら、うちの方向性を出していきたいと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思います。私は専門家じゃないんですけど、このことを金子さんがこういうことをとらえて、より肉づけしてもらえるか楽しみにしておるところでございますけど、こういうことを考えております。御理解をもらいたいと思います。

○赤川委員長　　今村委員。

○今村委員　　やはりこれまで福祉からそれこそ保健医療、健康、それからいまの地域振興ですね、そこら辺が包括的に含んでいる構想であろうと理解しておるわけです。そういったことをあわせて各系の現状とあわせてそこら辺のしっかりした資料を提供して、総合的にいまお考えの構想が具現化することを祈るわけでございますが、そういった形でのあり方をしっかり協議してもらいたいというふうに望んでこの件については終わります。

○赤川委員長　　ほかに質疑はありませんか。
亀岡委員。

○亀岡委員　　なかなかこの市民総ヘルパー構想というのは聞こえはいいんですが、それからまたこの社会が進んでいく中で当然こういう一面も求められてくる方向だと思うんですね。はっきり言ってみれば、高齢者福祉の面における行政改革の一面も持っていますね。時代が進んでいく流れの中で、それがいたし方ないという面もありましょうし、当然のようにまた地域でいくものが共助をやっていかないといけないとこれも当然ですので、そのことは好ましいと思うんですが、言葉の響きのようになかなか地域住民の皆さんに十分理解し受けとめていただいて、これが実行にされていくというような環境にはなかなかなりにくい面があるんじゃないかと

思うんです。これからも市民の皆さん、住民の皆さんと接点においてはしっかりこの構想がもっておる本質をもちろんこれから大学の先生を中心に理念や構想をつくられるわけですが、私はやっぱりこれはほんとにちゃんと周知を図っていかないといけないんじゃないかと思うんです。ほんとのことを言ってちょっとなんですけど、私はそうだと思うんですが、改めてそらの周知にどのような決意を持っておいでなのか。これまでも十分市長のほうから聞かせてはいただいておりますが、改めて予算審査の中でお聞きしたいと思います。

○赤川委員長 答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 御指摘のとおりなのでこれを機会に私も含めてもう少し職員とも協議していかないといけんと思っています。多くの市民の方々に納得してもらったら非常に楽なんですけれども、そこまでがなかなか。そのためには行政だけじゃなしに、いろんなあらゆる地域懇談会とかそういうところにも言っていこうと思っています。特にちょっと皆さん方にしてもらいたいのは、皆さんも地域に出ていかれるわけですから、これはこうだと、こういうところが悪い、こういうところがええでというぐらいのことはちょっと言ってもらったほうがたすかるんで、一緒になって、もしこれ市民に理解されるんだったら一緒になってやっていきたいと思っております。このことと税制の議論は私はひっついていると思うんですよ。ここらをしっかり市民の方々に理解してもらいながら安芸高田市の福祉についてはちゃんと国の状況はおかしいことになっているんですけど、どのようになっても民主党さんでも自民党さんであろうとうちはしっかり持つんだというような体制作りをしていきたいとかように思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。非常に大きなことを言ってるんですが、私はみんなで一緒になれば非常に大事なことだと思うので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。私も一生懸命しますし委員の方も機会があったら市民の方々に啓発を図ってもらいたいとかように思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。職員一丸となって勉強していろんな機会に啓発に努めてまいりたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

○赤川委員長 その他質疑はありませんか。

宋戸委員。

○宋戸委員 市民総ヘルパー構想というのは、今まで児童施設の放課後児童クラブ、ファミリーサポートとか家族介護教室費用とかいろいろありますが、そこらを総体的に体系的に整備していくというのが大きな目的ではないかなというふうに思ひます。その中に市民がどうかかわっていくかということ、そこらをしっかり市民の人に、我々も議員の立場として説明責任がありますので、そういうことはやっていきたいと思ひます。ただいま基本的な構想理念というものが、これから金子先生を中心にやられるということになりますので、そういうことで私は考へておひまして、と

同時に私がもう一つ聞きたいのは、地域密着型サービス事業整備補助金が出されます。これ実は美土里町に、美土里・高宮をエリアとして施設ができて竣工式に行かせていただいたんです。そこでちょっと聞かせていただいたんですけど、この地域密着型ということになるわけですから、業者がただそこで施設を開設して受け入れ態勢をやってそれを運営していくというだけでは私はだめなんじゃないかなと思っております。地域密着型のサービスについては、小規模多機能型居宅介事業となっております。この趣旨、本質を見ますと、地域が一体となった取り組みの中でこれが運営されるほうがいいというふうに書いてあるわけですから、その中にはモデル事業としてその地域住民の皆さんの推進体制というものを立ち上げられて、これがある程度運営にもある程度かわりをもっていくようなシステムづくりになるほうがいいんじゃないかと思えます。そういうことでこの地域密着型サービス事業の整備補助金について補助金を出されるわけですが、後からっていうのもいいのかもわかりませんが、業者の方に建設する周辺の住民の皆さんと一体的な取り組み、意見の取り入れ、協力体制ですね。そういうふうな形にして行くほうが、私は本来の小規模多機能型の居宅事業所の運営ということになると思えます。そのことが地域の皆さんがそこにめんどろを見てもらうということではないんですが、利用しやすい施設になると思っておるんですが、そこらでそういう事業所を開設にあたって行政的な指導態勢はどういうふうに考えておられるか、ちょっとお聞きしたいです。

○赤川委員長 答弁を求めます。

岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長 先ほど、宍戸議員さんがおっしゃられましたように、地域密着型ということで地域のボランティアの方とのつながりというのは大変貴重な大事なものでございます。先般、美土里町に竣工しましたところを見ますと、広島にある施設のほうから地域の方が竣工のお祝いに来られておるとかということで、また美土里町におきましては、湯治村の利活用を使つてのレクリエーションであるとか、小、中学校もございますので、そこらを使つての地域住民の方、生徒児童との交流も含めてやるようにお話は聞いております。今回につきましても、特別に市のほうからこうしなさいということはありませんけれども、性格の中ではどうしても必要なものですので、指導とまではいきませんが、お話を進めていきたいと思っております。運営に関しましては、市が指定する事業所でございますので、市のほうが2、3年に一度は必ず検査のほうに、運営に関しての検査のほうにまいるようになっております。以上でございます。

○赤川委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 一々他の民間企業の運営に口を出すというのはちょっと難しいことではあると思いますが、せつかくこの安芸高田市内にこういう事業所ができるということになれば、そこらの雇用態勢といいますか、美土里町に

も何人か地元の方がいらっしゃいました。そういうようなこともある程度、要望事項としてあげられるのかどうか、ちょっと難しいかもわかりませんが、その点についてはどう考えられておられるでしょうか。

○赤川委員長 答弁を求めます。
浜田市長。

○浜田市長 この事業に限らずなんですけど、当然最優先で地元を雇用すると言っています。ただ資格の問題とかまたいろいろありますけど、こういうやむを得ない場合しょうがないけど、まずは安芸高田市の地域を最優先というのを要望しております。これに限らず、大事な事業についてはやるようにしているんですけど、これは特に言っています。ありがとうございます。

○赤川委員長 宋戸委員。

○宋戸委員 いま資格のことをおっしゃったんですけど、この小規模多機能型居宅介護施設というのは資格は要らないのですが、あったほうがいいです。こういうことなんです。ここへ資格がなくても入られて、そこで勉強されて資格をとってさらに高度なサービスを提供していくというシステムにもなると思います。つまり甲田町にも三篠会の関係で施設があるんですけども、そこは資格のない方を採用してそこで勉強、研修の機会を与えて資格をとっていただくという、そしてサービスの向上を図っていく、こういうふうなことも考えてやっておられるようですから、その点についてちょっと一つ知っておいていただければと思います。

○赤川委員長 答弁を求めます。
浜田市長。

○浜田市長 資格がなく雇い、断るとすればあるときには我々行政が納得するように、資格とかそういう理由があったらこらえてくださいと、言われただけですよと言ってある。美土里町の場合は、地元の方に来てもらいたいと言われている。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって高齢者福祉課に係る質疑を終了いたします。

次に、高齢者支援室に係る予算の詳細説明を求めます。
是常高齢者支援室長。

○是常高齢者支援室長 87ページをお開きください。介護サービス特別会計繰出金でございます。2,165万5,000円を繰り出すものでございます。以上でございます。

○赤川委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって高齢者支援室に係る質疑を終了いたします。

次に、保健医療課に係る予算の詳細説明を求めます。
久保保健医療課長。

○久保保健医療課長　それでは、保健医療課関係の予算につきまして主たるものについて、御説明いたします。

まず、歳入につきまして22、23ページをお願いいたします。3目衛生費県補助金、2節保健衛生補助金、次の24、25ページですけれども感染症予防事業費補助金としまして、新型インフルエンザの接種助成また子宮頸がん予防ワクチン等の接種分といたしまして2,441万1,000円を計上いたしております。4分の3の補助となっております。

次に、歳出について御説明いたします。82,83ページのほうをお願いいたします。3款民生費、国民健康保険特別会計繰出金としまして保健基盤安定繰出金、職員給与費繰出金等2億8,392万3,000円を計上いたしております。

次に、104ページ、105ページのほうをお願いいたします。4款衛生費、1目保健衛生総務費、保健衛生総務管理費の1億2,586万4,000円につきましては負担金補助及び交付金1億2,034万3,000円が主な物となっております。休日夜間急患センター運営費補助金につきましては、平成22年度まで一次救急、二次救急をあわせた形で7,900万円を計上いたしておりましたが、平成23年度から一次救急としての休日夜間急患センター運営費補助金4,000万円と二次救急としての救急告示病院運営事業費負担金3,900万円としてそれぞれ計上いたしております。産科・救急医療確保支援事業負担金の増額につきましては、吉田総合病院におけます救急勤務医に対します手当の補助を増額計上いたしております。次に、部長説明の中でもありましたように、広島県地域医療推進機構負担金200万円につきましては、医師不足を解消するため、医師の確保や派遣を推進するために設立されます機構への市の負担金を計上いたしております。

次に、106、107ページのほうをお願いいたします。健康づくり推進事業費ですけれども1億8,326万4,000円につきましては、主に委託料が4,011万5,000円増額となっております。これにつきましては、妊婦健康診査にHTLV-1抗体検査、クラミジア抗原検査を追加したこと。また総合健診に貧血や腎機能検査を追加、また予防接種に子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを追加したことによる増額でございます。なお、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンにつきましては、県外で死亡例が5例報告されたことによりまして、現在、一時的に見合わせるという国の措置がございますので、現在の時点では見合わせております。ですので、また再開等がありましたら個々へ通知をして実施していきたいと思っております。

次に、108、109ページとお願いします。3目保健センター費ですけれども1,224万6,000円につきましては、中央保健センターの管理業務委託料、またふれあいセンターこうだの指定管理委託料が主なものでございます。

次に、110、111ページのほうをお願いします。5目診療所費、診療所の運営に関する経費4,780万5,000円でございますけれども、業務また施

設管理委託料4,689万1,000円が主なものでございます。以上で説明を終わります。

- 赤川委員長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
　　亀岡委員。
- 亀岡委員　安芸高田市の市民の健康管理の医療行政に関係するさまざまな分野において、いろいろ努力はされておるわけでありますが、休日夜間急患センター運営事業につきましては、医師会といたしますか、そういった先生方の協力もいただきながらやっていただいておりますというふうに理解しておりますが、まずは現在の態勢など、市民の皆さんの急患というような状況に対してもまずは適切にやっていただいておりますというふうにわたしたち受けとめさせてもらっていいんだらうかと思っておりますが、とりわけ吉田病院は本市の中核病院でもありますし、そこらのことを考え合わせましたときにこの事業で市民の皆さんの期待にこたえる形でいけるというふうに受けとめさせてもらっていいのかどうか、その点をお伺いします。
- 赤川委員長　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
　　久保保健医療課長。
- 久保保健医療課長　休日夜間運営事業につきましては、現在、いま亀岡議員が言われましたように、安芸高田市医師会の先生方の御協力を得まして、休日につきましては、医師会の先生方が当番で出ていただいております。と言いますのが、やはりお医者さんの過重労働等があるということで医師のひえ部分を解消ということでそういう形に平成22年度から実施いたしております。そういう形でやはり休日夜間部門を存続していくためには、そうしたいろんな機関の協力体制が必要であろうと考えております。
- 赤川委員長　ほかに質疑はございませんか。
　　今村委員。
- 今村委員　広島県地域医療推進機構の内容と今後の機構に対して、本市とすれば何を求められていくのか、その方向性がございましたらお伺いをいたします。
- 赤川委員長　答弁を求めます。
　　久保保健医療課長。
- 久保保健医療課長　目的につきましては、先ほど説明したとおりでございます。態勢なんですけども平成23年度から一応県の職員の派遣、あるいは市町職員の派遣、そして県医師会からの派遣というような形で態勢を組んで実施するという運びになっております。そしてスケジュール的には、今年度医療法人等に向けての準備等をしていくということをお聞きしております。そして経費のほうですけれども、各市町の負担金によりまして事業費あるいは運営費等を賄うというふうになっております。そして負担金ですけれども、市町に定額、一律の負担金、また各市町が抱えております自治医科大学からの派遣指数の人数によりましてカウントされまして負担金のほうは決定されておるといような形になっております。ですので、安芸高田市の場合、市町の負担金一律100万円分と自治医科大学から2名

吉田病院のほうにおいでいただいておりますので、そのお医者さん2名分、あわせまして200万円の負担金を支払うという形になっております。

○赤川委員長 今村委員いいですか。

今村委員。

○今村委員 その機構に市とすれば、今後どういったような形で何を求めていくお考えなのか、そこら辺についてはいかがでしょう。

○赤川委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 やはり医師の確保という部分が一番重要なポイントだろうというふうに本市としては考えております。ですので、今後とも引き続き自治医科大学の派遣等をしていただくような形での思いを持っていま考えております。

○赤川委員長 ほかに質疑はございませんか。

秋田委員。

○秋田委員 細かい質問を1点ほどお願いしたいと思います。予算書の25ページの保健衛生費補助金のうちの自殺対策緊急強化事業補助金ということで84万5,000円入っております。それから歳出のほうで107ページの健康づくり推進事業費のうちの13節の委託料の最後に自殺予防講演会委託料ということで35万円の計上がしてありますけれども、ここらあたりの講演会等の内容とか、85万円に対して35万円の使い方とほかに何か考えておられるか、ちょっと伺います。

○赤川委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 自殺対策予防につきましては、昨年度、本市に自殺対策予防連絡協議会を立ち上げて関係機関と自殺対策をしていくというような協議会は立ち上げております。いま25ページにあります補助金ですけれども、これは10分の10の補助金で県のほうからいただいて事業を展開するというものですが、その中で講演会については35万円で使いますが、あと自殺対策ということになりますとなかなか地域住民の方にまだまだ啓発が十分必要だということで啓発のパンフレットであったりとか協議会の活動費であったりとか、そういう部分で補助金のほうは今後執行していきたいというふうに考えております。

○赤川委員長 秋田委員。

○秋田委員 実はこの質問をさせていただいたのは、昨日の中国新聞等でもうつ病が原因で自殺がふえているというようなことがのっていましたし、3月が強化月間とかいう形で来年度には直接は関係ないにしても自殺がふえているという全国的な状況の中で、再度伺うのは、本市の状況はどうであるのかということが少し心配だったことと、20代から40代にそういう悩みが多かったりというようなことが書いてありますので、そこらあたりも今後窓口対応としていろんなことを考えていかなきゃいけないんじゃないかという思いで質問をさせていただいたんです。そこらあたりを

1点、答弁をお願いいたします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 自殺の現状なんですけれども、本市の状況は、自殺率が、平成19年度で42%です。平成21年度で27.7%という形で下がってはきておりますけれどもまだまだ1人でもあると分母がかなり違ってきますので率がぼんと上がってくるんですが、いま言われたようにやはり相談窓口の徹底ですね。どこに相談したらいいかというのがなかなか地域住民の方にまだ理解が得られてないこともありますので、相談態勢を今後啓発するというのも先ほどの協議会の中での一つの活動方針の1点でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって保健医療課に係る質疑を終了いたします。

最後に委員の皆さんから、福祉保健部全体を通しての質疑はございませんか。

和田委員。

○和田委員 先般、産業建設常任委員会で付託を受けました住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願というのがありました。全会一致で採択をされて今後段階的に進むと思われませんが、このことは一般市民、住民の方への助成であります。既にこの福祉保健部において社会福祉課、高齢者福祉課にまたがると思うんですが、障がい者それから介護保険受給者、65歳以上の高齢者が一般的だと思われませんが、このことについて内容的に、対象者はいま言いました部分ですが、対象工事は幾ら以上か。また、助成補助率は幾らか、それから限度額は幾らになっておるか、支給また受給そういった方法はどうなっておるか。それぞれ違うと思うんですよね。ですから、そのことについての内容、また今までの推移、それからPDCAサイクルですよね。こういったところをお伺いいたします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時47分 休憩

午後 1時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 それでは障がい者に係りますものについてお答えをいたします。障がい者の日常生活用具給付事業の中に、住宅改修費として事業がございます。これは居宅生活の移動でありますとか、そういった動作の補助用具を設置することございまして、この住宅改修に伴うものということで限度額は20万円が限度額となっております。

なお、質問にございました推移につきましては、手元に現在資料を持ち合わせておりませんので、給付事業の説明のみで説明を終わらせていただきたいと思います。

- 赤川委員長 和田委員。
- 和田委員 いまの部分で対象工事と補助率をお願いいたします。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
西村社会福祉課長。
- 西村社会福祉課長 日常生活用具の場合は、限度額が先ほど申しましたように20万円ということになっております。それを越えた部分につきましては申請者の負担ということになります。ただ、障がい者の日常生活用具につきましては、住民税の課税額によりまして負担額が0円の場合もございますので、先ほど申しました20万円を超えなければ非課税世帯ということであれば負担金がかからないと、個人の負担が要らないという場合もありますのでそれぞれの世帯の課税状況によって異なります。以上です。
- 赤川委員長 和田委員。
- 和田委員 いま言われた部分は生活の用具ということですが、リフォームはなかったですか。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
西村社会福祉課長。
- 西村社会福祉課長 もう1点別な事業でございまして障がい者の住宅整備資金の補助金交付要綱というのを安芸高田市、平成20年に制度の開始をいたしております。合併当初はこの住宅改修に伴いまして貸付制度を設けておりましたけれども、こちらの利子補給、利子部分に対しての補助金を交付するという形の制度に切りかえを行っております。以上です。
- 赤川委員長 ほかに質疑は。
山本委員。
- 山本委員 さっき聞き漏らしたかもしれないんですが、社会福祉課の新規事業でお太助タクシーチケット交付事業がありますよね。1,920万円、これがお太助タクシーが使えない人への支援だろうと思うんですが、お太助タクシーが使えない重度の身障者の補助金じゃないですか。お太助ワゴン。それでもう一つこっちの下にあるのは、重度身障者の556万1,000円がありますよね。あれとどう違うんですか。ちょっと説明をお願いします。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
西村社会福祉課長。
- 西村社会福祉課長 議員がおっしゃいますように、安芸高田市は障がい者の方が通院をされる場合に公共料金の御本人さんの負担の3分の1をこれまでずっと助成してまいりました。今回、重度障害者の方に対してタクシーチケットを交付する新規事業につきましては、先ほども説明をいたしましたけれども、昨年10月1日に安芸高田市内全域でお太助ワゴンが事業開始となりました。お太助ワゴンを利用しようと思っても、重度の身体障害者の方はもちろんなんですが、重度の知的に障害のある方、それから重度の精

神に障害のある方の場合は、障がい者の方の中にはお太助ワゴンが利用できる重度の方もいらっしゃるかと思うんですが、やはり身体的に障害がなくてもやはり精神的な面とかそういうのがあってお太助ワゴンで通院とか買い物とかをするのに、やはり精神的に不安定になられたりとかそういうこともありますので、身体障害者の方だけではなくて知的障害者の方、それから精神に障害のある方を対象にタクシーチケットを交付して通院とか買い物とか、後は社会参加をしていただけるために役立てていただきたいとしております。ただし、このタクシーチケットなんですが、先ほど議員がおっしゃいました、かねてからの障がい者の通院費の助成、これの併給はいたしません。どちらかを選択していただくというふうを考えて制度をはじめてまいりたいと考えております。以上です。

○赤川委員長 山本委員。

○山本委員 わかるんですが、市外へ通院する場合、交通費、これは上限が何ぼでとか、3分の1までとか、何回までとかいうのは大体決まっておりますか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 現在あります障がい者の方の通院費の助成につきましては、どうしても安芸高田市内の医療機関で治療ができないという重度の障がい者の方もあったりしますので、その分につきましては、先ほど申しました交通費の3分の1の助成というところの部分で限度額というところは考えておりません。また、新規事業でタクシーチケットの交付につきましては最大で一人年間96枚というふうに申しておりますので、この利用については1回について1枚とかいう制限は設けませんので、市内市外を問わず発行された枚数の中で障がい者の方が御利用いただくというふうに考えております。以上です。

○赤川委員長 山本委員。

○山本委員 かかった費用の3分の1、上限なしと言われましたね。助成です。

○西村社会福祉課長 公共交通機関の公共料金、バス料金。

○山本委員 バス料金、公共機関を使つての3分の1までですね。わかりました。

○赤川委員長 いいですか。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長 いまのお尋ねは。重度心身障害者の通院費の補助金のこともあろうと思いますが、人工透析なんかは週に3回というのがありますので、これは従前は3分の1でございましたが、この4月新年度から2分の1に、公共交通機関の通院証明をもらいまして、その2分の1ということで、そのほうも額をださせてもらうということでございます。

○赤川委員長 ほかに。

入本委員。

○入本委員 委託料の件でございますが、事務の改善等また保守点検等の委託等を改善されておるとは思いますが、本来なら委託料がふえれば一般会計のほうの経費の削減にもつながると思うんですが、実際問題として比較され

てますと、全体の一般会計で2億余りのものがふえてる中でどのような精査をされたか、精査内容が大まかにわかりましたら聞かせていただきたいと思いますが。基本的なことは大体やっておられると思いますが、基本的な精査はどのようなことをされましたか。お伺いたします。

○赤川委員長

答弁を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長

委託料もいろいろありまして、指定管理等の業務、施設管理の委託料とか決算も見ながらということも、これは指定管理は3年とか5年とかいうのもございますが、そこらも含めて。また業務の委託もいろいろありましてそこら前年のを精査しながらということもございます。それから事業委託というのがございまして、市長の市民総ヘルパー構想に基づきましていろんな各種事業を社協等への委託というふうな新規事業的なものもございます。委託料もすべていろんな分野にありますのでそれぞれを前年度のをきたりとか、新規のものを市でやるよりか、他の社会福祉法人とかでやっていただくほうがより効果が上がる、財政的にも余裕がないところもございます。いろんな面を含めての取り組みをしております。以上でございます。

○赤川委員長

入本委員いいですか。

入本委員。

○入本委員

あえて私が聞いたのは、改善されてると、チェック精査されてると思うんですよ。本来なら、前年度の予算書と比べてチェックするのがいいんですが、一々聞くよりかやはり特に福祉保健部としてこの面を改善したとか、この面がどうしてもふやすことによって改善ができたというのがあったら聞いたかったんですが、今と同じ答弁なら必要ありませんので質問を終わります。

○赤川委員長

ほかには質疑はございませんか。

[質疑なし]

○赤川委員長

ないようですので、これをもって質疑を終了いたし、以上で一般会計の福祉保健部に係る審査を終わります。

暫時休憩いたします。ここで2時15分まで休憩といたしたいと思ます。

~~~~~○~~~~~

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第38号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算現」の件を議題といたします。執行部から要点の説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長

予算書の217ページになります。平成23年度国民健康保険特別会計予算の概要につきまして申し上げます。予算の総額は34億6,385万2,000円

でございます。歳入の主なものは、国民健康保険税の6億3,494万7,000円でございます。歳出の主なものは、医療費の保険給付費で23億1,529万2,000円でございます。

続きまして、担当課長より要点の説明をいたしますのでよろしく願いいたします。

○赤川委員長 以上で要点の説明を終わります。次に本件に係る予算の詳細説明を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

まず歳入についてですけれども、予算書の224,225ページをお願いいたします。1款国民健康保険税6億3,494万7,000円、前年比較4,914万1,000円の減額で計上いたしております。

3款国庫支出金、2目の療養給付費負担金、1節前年度分としまして5億9,211万3,000円を計上しております。

次に、226、227ページをお願いいたします。6款前期高齢者交付金7億3,383万円で前年比較1億3,500万円の増額となっております。

次に228、229ページをお願いいたします。10款繰入金、1項他会計繰入金2億8,392万3,000円、また2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2億556万7,000円となっております。以上で歳入の説明を終わります。

次に歳出のほうをお願いいたします。説明資料232、233ページをお願いいたします。1款総務費6,353万3,000円を計上しております。1,609万9,000円の減額につきましては、システム改修委託料の減が主なものとなっております。

次に234、235ページのほうをお願いいたします。2款保険給付費といたしまして予算総額23億1,529万2,000円を計上いたしております。2,606万1,000円の減額につきましては、一般被保険者療養給付費の件が主なものでございます。

次に、236、237ページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金としまして3億5,535万円、3,150万円の増額となっております。

次に238、239ページをお願いいたします。6款介護納付金につきましては、国保被保険者のうちの介護保険の40歳以上65歳までの2号被保険者にかかります介護納付金といたしまして1億5,918万6,000円を計上いたしております。以上で説明を終わります。

○赤川委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で議案第38号の審査を終了いたします。

次に、議案第39号「平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件を議題といたします。執行部から要点の説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長 予算書におけます249ページからになりまして、平成23年度後期高齢

者医療特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。

予算の総額は4億360万9,000円でございます。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億8,210万3,000円でございます。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金4億148万1,000円でございます。続きまして、担当課長より要点の説明をいたします。

○赤川委員長 以上で要点の説明を終わります。

次に、本件に係る予算の詳細説明を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 後期高齢者医療特別会計について説明いたします。予算書の256、257ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料としまして、特別徴収保険料2億914万7,000円を、普通徴収保険料7,295万6,000円、合計2億8,210万3,000円を計上いたしております。

次に、3款繰入金といたしまして一般会計繰入金1億2,049万8,000円、これにつきましては事務費繰入金が112万円、保険基盤安定繰入金が1億1,937万8,000円となっております。

次に、歳出について説明いたします。258、259ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして4億148万1,000円、これにつきましては保険料と一般会計からの保険料軽減分としての保険基盤安定繰入金と合わせまして、広島県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。以上で説明を終わります。

○赤川委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

金行委員。

○金行委員 1点お聞きしますが、来年度はこうやって予算を組み立てて、将来は廃止論が出てるということになっております。その分は何か担当課のほうへは入っておりますでしょうか。以上でございます。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長 いろいろ新聞とかニュースとかいうふうなことぐらいしかありませんが、いまの段階では平成25年度から現行の後期高齢者医療制度につきましては廃止し、75歳以上は国民健康保険ということの中でやっていくような感じを聞いております。その後につきましては、また都道府県が運営するとか、広域連合とかいろんな案が出ておまして、まだはっきりしたこれだというのは聞いておりません。

○赤川委員長 ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、議案第39号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時23分 休憩

午後 2時23分 再開



- 赤川委員長 それでは再開いたします。  
続いて、議案第40号、平成23年度安芸高田市介護保険特別会計予算の件を議題といたします。  
執行部から要点の説明を求めます。  
重本福祉保健部長。
- 重本福祉保健部長 平成23年度介護保険特別会計予算の概要ですが、261ページからになります。予算の総額は、38億7,256万2,000円でございます。歳入の主なものは、介護保険料が5億3,000万円。歳出の主なものは、保険給付費で36億4,141万円でございます。続きまして、担当課長のほうから要点の説明をいたします。
- 赤川委員長 次に、本件に係る予算の詳細説明を求めます。  
岩崎高齢者福祉課長。
- 岩崎高齢者福祉課長 それでは、介護保険特別会計予算について説明をいたします。平成23年度の予算といたしましては、第4期の介護保険事業計画及び平成22年度給付実績を基本に予算編成を行っております。歳入でございますが、予算書268ページから273ページに記載がございます。保険料につきましては、保険料基準額4,400円中段階の設定で予算を計上しております。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金につきましては、保険給付費、地域支援事業費それぞれの負担率をもとに計上をしております。また基金繰入金におきましては、保険料基準額を据え置くため介護給付費準備基金から繰り入れ等を計上をしております。  
次に、歳出の主なものについて説明をいたします。予算書の277ページから279ページでございますが、介護サービス給付費と介護予防サービス給付に要する経費でございます。第4期介護保険事業計画及び平成22年度の給付実績について経費の算定をしておるところでございます。  
次のページ、283ページをお願いいたします。まず二次予防事業費ですが、本年度までは介護予防特定高齢者施策事業費と呼ばれていたものでございます。今までは特定高齢者を把握するために、基本チェックリストを含む生活機能強化を行って、その結果から決定をしておりましたが、来年度からは25項目の基本チェックリストのみで判断を行います。この二次予防事業対象者の方への介護予防事業を行う経費を計上しております。  
次に一次予防事業ですが、本年度までは介護予防、一般高齢者施策事業費と呼ばれていたものです。二次予防対象者以外の方、いわゆる元気な高齢者の方への介護予防を行う経費を計上しております。  
次に任意事業費の主なものは、287ページをお願いいたします。13節と20節に地域生活を支援する事業、家族介護者を支援する事業、市民総ヘルパー事業を計上しております。市民総ヘルパー事業としましては、13節に引き続き行う生活・介護サポーター養成事業、家族介護教室事業、19節にヘルパー受講支援事業補助などを計上しております。以上で説明

を終わります。

○赤川委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、議案第40号の審査を終了いたします。

続いて、議案第41号、平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計予算の件を議題といたします。執行部から要点の説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長 平成23年度介護サービス特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。293ページからになります。予算の総額は4,415万8,000円でございます。歳入の主なものはサービス収入2,250万円、歳出の主なものがサービス事業費1,589万4,000円でございます。引き続き、担当課長より要点の説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○赤川委員長 以上で説明を終わります。次に、本件に係る予算の詳細説明を求めます。

是常高齢者支援室長。

○是常高齢者支援室長 それでは、高齢者支援室の是常でございます。議案第41号、平成23年度介護サービス特別会計予算の説明を行います。

300ページ、301ページをお開きください。1款サービス収入、1項介護予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入の2,250万円でございますが、介護予防支援専門員であります職員の作成する要支援1、2の方の介護予防サービスプランの介護報酬として受け取る介護保険特別会計からの直営分としての計画給付費であります。

2款繰入金は一般会計からの繰入金2,165万5,000円でございます。

3款繰越金1,000円と4款諸収入2,000円は存目でございます。

次に、302ページと303ページをお開きください。歳出でございますが1款総務費、一般管理費の2,796万3,000円のうち、主なものは一般職員4名分の人件費2,791万3,000円でございます。

次に、2款サービス事業費の介護予防支援事業費1,589万4,000円のうち、主なものは報酬684万円と委託料668万円でございます。報酬は非常勤職員で介護予防支援専門員3名分でございます。委託料は要支援1、2の高齢者の方の介護予防サービスプランを居宅介護支援事業所に委託する経費を見込んでおるところでございます。

次に、3款諸支出金1,000円は存目で、4款予備費30万円を見込んでおります。以上で、平成23年度介護サービス特別会計の説明を終わります。

○赤川委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、議案第41号の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時32分 休憩

午後 2時32分 再開

~~~~~○~~~~~

- 赤川委員長 以上でこの本日の特別会計をまとめて質疑を受けたいと思います。  
入本委員。
- 入本委員 スピードがモットーであった委員会でしたが、241ページの国民健康保険特別会計の件でございますが、そここのところの予算の内容についてお聞きいたします。委託料の中のウォーキング業務委託料の4万8,000円とジェネリック利用促進サービス業務委託料680万4,000円、それから健康啓発事業委託料3万8,000円、それから19に入りましてプール健康教室開催事業負担金653万円とその下の健康づくり・生きがいくり推進事業負担金310万円、これについての予算の説明を求めます。
- 赤川委員長 答弁を求めます。  
久保保健医療課長。
- 久保保健医療課長 それでは、ウォーキング事業業務委託料につきましては安芸高田市のほうで毎年ウォーキング大会を実施しておりますけれども、その会場で正しいウォーキングのあり方であるとか、体操等の指導をしていただく部分の委託料を組んでおります。  
そして次に、ジェネリックにつきましては利用促進サービス業務委託料としまして、ジェネリックの利用促進の通知をレセプトから出していただく部分を業者に委託しております。それにつきまして、毎月レセプトが1万件近くありますけれども、その中で高価格と認められる方につきまして、毎月300件ぐらい通知をしておりますけれども、その業務の委託部分でございます。  
それから健康啓発事業委託料につきましては特定健診等をいたしまして、そのあと特定保健指導がございます。その中でリスクの高い方には特定保健指導という形での教室を実施するわけですが、そうでなくてまだそこまではいかないけれどもポピュレーションアプローチとして一般的な健康づくりが必要だよってという方についての啓発、パンフレット等を購入したり運動指導師さん等をお願いして教室を実施するものでございます。  
そしてプール健康教室につきましては、たかみや湯の森温泉プールと吉田の温水プールを利用しての教室の負担金を計上いたしております。これにつきましては、吉田につきまして年間192回、高宮につきましては年間112回という教室を実施いたしております。  
それから健康づくり・生きがいくり推進事業負担金ですが、これは国保連合会からの負担金をいただきそれをもとに実施しているわけですが、市内に健康づくりをしている団体があるわけですが、そこの方々に健康づくり基本部分をより詳しく知っていただくということと、先ほどありましたジェネリック等について啓発をして、より地域に流していただきたいという思いでもって実施する事業でございます。

○赤川委員長 入本委員

○入本委員 内容はよくわかりました。ジェネリックの件ですが、一つ利用者のほうから話があったんですが、先生にジェネリックの薬でお願いしますというのが非常に言いにくいというのがあるんですね。それでジェネリックカードをもらってますよね。それを提示したらジェネリックにするという、カードでやってもらったら非常にありがたいんだがというような話があったんですが、そういう改善策をされれば、この効果がより出るのではなかろうかと思いますが、その手法についての考えをお聞きします。

それとプールのほうでございますが、特にこのたびお太助ワゴンができてプールへ健康のために昼間でも行けるような状態が出たんですが、これは今までの回数に付加、プラスされたものの回数になったんでしょうか。そのあたりを2点ほどお伺いいたします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 ジェネリックにつきましては、なかなか地域に普及啓発というのが大きな課題もあろうかと思うんですが、いま地域に出向いていった中でのジェネリックの啓発をするとともに、保険証の更新の時期にジェネリックの利用促進ということでカードのついたパンフレットを配布いたしております。そしてまたジェネリックにつきましては、制度が変わりまして薬局へ持っていかれる処方せんですね、それにジェネリック付加という印がなければジェネリックに変えられるというふうには制度も変わってきますので、御本人さんが薬剤師の方、また先生ともう一回御相談された中で決められていけばジェネリックに変わっていく可能性は大きいのではないかなというふうに思いますけれども、まずその辺の流れは啓発していく必要があるかというふうに考えております。

それからプール健康教室ですけども、回数は例年の回数をあげておりますけれども、ただ、いま実施してますのは送迎バスを出すとともに、やはりそれには乗っていけないけど利用したいという方につきましては、お太助、公共交通を使つてのプールへ行かれるということには利用されていってその教室の参加しやすい条件整備ができたのではないかなというふうに考えております。

○赤川委員長 入本委員

○入本委員 特にこのジェネリックとプールにつきましては、経費の削減に大きく寄与するものであります。よってジェネリックも何か希望される方のカードの意味のように早くそういうのをつくっていただければ、出すだけでできるものならジェネリック、できないものは普通のというような形で優先順位がつくような形にしてもらえれば非常にありがたいということがありましたので、そこらを早急に考えていただければと思います。またプールにつきましてもやはりプール健康というものは非常に予防にもつながってますので、ぜひこのあたりもお太助ワゴンもせっかくでき

たわけですから、あとは高宮においては先生の問題もあろうかと思いません。そういう面におきましては指導者をできたら常駐できるような形にしてでもやはり全体の経費の削減になるのではなからうかと思しますので、研究をしていただきたい思います。以上です。

○赤川委員長

答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長

ジェネリックにつきましては、いま御提案いただいたよう形も取り入れながら啓発に十分取り組んでいきたいと考えております。またプール健康教室につきましては、いま入本委員に言われたように、いまデータをちょっと出してみたんですけれども、やはり実施された方で新規の方で前年の医療費と実施をされたあとの医療費を比較した場合、やはり医療費の減少が明らかに5割、6割出ておりますので、やはりここらあたりは十分に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○赤川委員長

ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員

重ねてジェネリックについてお伺いします。この利用促進サービス業務委託料、もう何年目ですかね、2年にはなると思いますが、一通り一巡は受診されている慢性的な疾病の方は行かれてると思います。そういう中でまだ啓発が、同僚議員もいわれてましたようになってない、まだまだ知らない人、またジェネリックにかえることができていない方がいらっしゃるということで、以前私こういうところで質問をさせていただいたときに市の方針としては膝を交えあわせながらお話もして啓発も進めていくというような答弁といただいたと思います。平行して進んでいけばいいですが、事業の関係でなかなか時間がとれないところもあると思いますけれども、業務委託に何百万もかけてどこまでやるのかということ。これから計画的にあと業務委託をどれくらい進めていくつもりなのか。啓発のやり方を、いまの答弁の中にもありましたけれども、必要性は持たれてると思います。その中で現在薬局等でも、私の情報の中では3割以上、もうジェネリックに変えてきてらっしゃる方が効果が出てるといふ話も情報として入ってきておりますけれども、いまのジェネリックに変えられた割合、そしてこれから業務委託を一応計画としてどこまで考えられているのかお聞きいたします。

○赤川委員長

答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長

ジェネリックをはじめて約1年たとうかなというふうに思います。現在、実施しまして7カ月分までできてるわけなんですけど、その中で約1年間して見込みですね、効果額の見込みなんですけど、保険者としての7割相当部分が約600万円近く、トータルで見ますと850万円近くの効果額が出ております。委託料は680万円かかってますけれども、こういった中で保険事業を積極的に取り組むという形でジェネリックに係ります特例調整交付金等も300万円近く交付されれば入ってくるとような状況もご

ございますので、いま1年ですけれどもプラスに転じてきていると考えております。そしてどこまで何年続けるかということでございますけれども、まだはじめて1年ということでございますので、もう少しデータ等を集めて整理して取り組んでいきたいと考えております。啓発につきましては、やはりきめ細かにやっていかないとなかなか御理解賜らないと思いますので、引き続き、そこは頑張っけてやっていきたいと考えてます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

亀岡委員。

○亀岡委員 ちょっと質疑をはじめにしませんでしたので、係の当局にはおいでにならんかもわかりませんが、歳入に係りして今日の国民健康保険税の収納と、予算に滞納繰り越し分がありますが、これの見通しは。これは前年の前年と言いましても今年ですけど、そこらの状況を踏まえてお伺いできればと思います。

○赤川委員長 暫時休憩いたします。

ちょっと担当が帰ってしまいましたので来てもらって。

~~~~~○~~~~~

午後 2時46分 休憩

午後 2時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 それでは再開いたします。

副市長のほうで答弁ということで。

藤川副市長。

○藤川副市長 私が滞納対策本部長を仰せつかっておりますので、それぞれ税、税外も適時、課長、担当者の滞納整理等実施状況のヒアリングを実施しております。この3月まで税のほうの専門官を雇用でいろいろと頑張っていたただいておるわけですが、これが3年になるわけですが、それまでに組織的にも税の徴収のほうには人事のほうにも配慮をして体制を整えてきたわけでございます。特に本市の場合は、国保税は2年続けて大変な徴収の能力の高いもので、県でも昨年の平成21年度決算ではナンバー1と、その前は2番目か3番目ぐらいの位置になっておるわけですね。非常に頑張っていたいております。いずれにいたしましても督促催告、今現在では強制執行というのを取り入れて実施させていただいてありますが、そういったものもすべての職員を最初にヒアリングをして情報の共有化をさせていただいております。税なり使用料なり保育料なりそれぞれございますが、担当者を全部一度に介してそれぞれ意見発表をさせていただいて現状と課題等そういったものを協議する中でやっております。時効の中断と時効の成立で裁判所等の関係等もそれぞれの中で指導を受けながら、またお互いに研究しながらやっている状況でございます。非常に頑張っていたいておりますのでよろしくお願ひします。

○赤川委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 今年度また前年度等も実績等を受けとめさせていただいておりますの

でわかりきったような質疑をさせてもらったような格好ではありますが、そうした当局の御努力、また加入者の皆さんの御理解、協力そういったことが相なって収納の状況がいまお話がございましたとおりでございますので、そのことを一つ言っていたきたいという意味合いもございまして申し上げさせていただきます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 介護保険の特別会計の形でちょっと全体的なもので人数的なものを教えていただければと思います。先ほどありましたように4,400円を一人当たり算出されておるといことで第1号被保険者、これがいま大体何人おられる中での予算枠をされておるか、それが第1点。これを言うのが段々大体一昨年と比較しますと35億7,000万円から38億7,000万円ですか、このたび大体伸びてきております。ある程度伸びはあるんですが、その中でそういう指数的なものがいま実際予算を組み立てる中でどういう状況なのかをちょっとお聞きしたいと思ひまして、その第1号被保険者の人数の中で要介護認定をされておると思ひますが、そういう要介護認定の審査会を大体年間何回、月でよろしゅうございますので大体どれぐらいの回数をやられて何人の方々をそういう審査会でやられてるのか、そうしたものを来年度の予算案にどれぐらい計上されているか。大体ある程度の形で同様な形では推移されてると思うんですが、そういうのがまず第2点。第3点目としまして、そういう要介護1から要介護5までの人数、いま保険者にある方でそういう要介護者が何人おられるか。その要支援1、2がございします。その人数を若干教えていただければと思います。要は、要介護予防に該当される方、そしてその要介護認定率、これは大体認定をされるのはどれぐらいの%になっているかということが第3点でございます。第4点目といたしまして、いまの保険給付の中で居宅介護サービス、訪問ヘルプとか11億7,000万円の予算をやられておりますがこの人数。大体人数をどれぐらい予想されているか。それとあと地域密着型これが2億7,600万円、これの大体人数をお願いいたします。あと施設介護サービスで16億円と大半を占めております。この16億円の大体いまの施設の人数をどれぐらい見られているか。それとこの施設の待機者が予算立てをする中で大体现時点でよろしゅうございますので何人ぐらいおられるのかというのが、なかなか入れないという声をお聞きしますので最後に申しわけございませぬ、その辺をちょっとお聞きさせていただきます。

○赤川委員長 それでは、順次答弁を求めます。

岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長 まず第1号被保険者数でございますが、平成22年12月末でございますけれども1万712名でございます。このうち要支援1・2、要介護1から5の方の認定者数が2,561人ございまして要介護認定率は23.9%でございます。審査会につきましては、週2回行っております。水曜日と金曜日

に行っておりまして、月に8回行っております。大体5名の方の可否によるわけですけれども大体毎回20件から40件の方の要介護認定の審査を行っていただいております。大体夜の7時から7時半過ぎぐらいまでかかっておるといことでございます。居宅介護サービスの利用者、受給者数でございますけれども1,495名でございます。また地域密着型サービスの受給者、利用者でございますが62名でございます。それと施設介護サービスを受けておられる受給者の方が513名となっております。待機者の数は申込者の方がそれぞれ施設へ申し込みをされておりますので正確な数字では把握しておりませんが、400人とも500人ともと言われておるところでございます。そこらを見据えて次期の介護保健事業計画等をつくっていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○赤川委員長 前重委員、答弁漏れはありませんか。  
ほかに質疑はありませんか。  
和田委員。

○和田委員 よろしいですか。276ページなんですが、居宅介護の住宅リフォームが1,250万円、それとこれは前年度と比較して差異がないということで。それから277ページの同じく1,250万円で居宅介護住宅の補助金が1,250万円出ております。それから次のページの278ページに介護予防住宅のリフォーム費が960万円、これ210万円ほど増えておるわけですが、前年度比ですね。それでここで介護予防住宅改修リフォーム費ということと、居宅住宅費これの制度といいますか、これの差異ですね。それと先ほど障がい者のほうでも質問しましたけど、補助金の内容についてそれぞれお伺いするものでございます。よろしく願いいたします。

○赤川委員長 答弁を求めます。  
岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長 276ページの居宅介護住宅改修費でございますが、これは要介護1から5までの方が対象でございます。278ページの介護予防住宅改修費につきましては要支援1、2の方が対象でございます。いずれの場合も居宅で生活を維持するために必要な住宅改修に係る費用を助成しております。内容としましては、手すりの取り付けや段差解消、スロープの設置、トイレの洋式化、滑り床から滑りにくい床への張りかえ等の住宅の改修を行ったときに20万円を上限に費用が支給されます。介護保険ですから自己負担額は1割でございます。これについては事前申請をしていただいて、市のほうで審査を行って決定をしていかせていただきます。なお、自己負担はまず全額を負担していただきまして、残りの9割をのちに市のほうから介護保険で給付をするというものでございます。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。  
先川委員。

○先川委員 これは要望になるんですけど、家族介護者リフレッシュ事業というの

があります。これは非常に喜ばれていると思います。ただ行きたくても行けない、制度上は行けるんだけどどうしても行けない事情の方もいらっしゃると思います。その辺のニーズをよく聞いていただいて、どっちにしても今後は自宅介護が主流になるわけですので、いわゆる事業の充実化というんですか、これを図っていただきたいと、そういう意味でこのリフレッシュ事業の行ける人、行けない人がおるといこともよく視野に入れていただいております。

○赤川委員長 答弁を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長 先ほどおっしゃられるように、行きたくても行けない、行かれない人もおられることの中で講演会とかその方の市内の公共的な施設の湯の森、湯治村、エコミュージアム等々の施設の利用券等もことし500円券を2枚送らせていただいております。これは実績を見ながら3月末までの実績でその後に施設のほうからあがってきますので、そこらを含めていろんな施策を市長と交えながらいかに食事、ふろに入らせていただくというだけでなしに、何か変わった介護者の人に何かできないだろうかというものも今後含めて研究してみたいと思っております。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○赤川委員長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で本日の審査日程は終了いたしました。

次回は、明日3月9日水曜日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後3時01分 散会